

令和6年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和6年12月4日（水） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1 番	小 島	櫻 君	6 番	川 岸	真 喜 君
2 番	一之瀬	浩 治 君	7 番	富 永	勉 君
3 番	大 谷	重 温 君	8 番	山 口	久 男 君
4 番	近 藤	勇 君	9 番	神細工	宗 宏 君
5 番	木 下	茂 樹 君	10 番	菅 森	照 雄 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	産業環境課長	野 村 博 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	飯 尾 俊 一 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊久人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企 画 課 長	藤 本 一 之 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税務住民課長	小 菅 俊 二 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君
福祉保健課長	林 優 子 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	大 岡 まゆみ	書 記	渡 邊 美 和
---------	---------	-----	---------

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。本日の会議は、通告順の6人までの一般質問にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議は6人の議員の一般質問とすることに決定しました。

(開議 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、3番、大谷重温議員の質問を許します。

3番、大谷重温議員。

〔3番議員 大谷重温君 登壇〕

○3番(大谷重温君) 議席ナンバー3番、大谷です。議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。本日は2点質問をさせていただきます。1つ、空き家を利用した絵馬通りの活性化について、もう1点は学校給食の無償化について、次の2点を質問させていただきます。

まず、空き家を利用した絵馬通りの活性化についてお伺いいたします。

昭和30年代、40年代、朝の近江鉄道多賀駅前の2両編成の電車は、通勤、通学の人々であふれておりました。駅前から多賀大社までの商店街で、日常生活に必要なものは全て整いました。時が過ぎ、車社会に変わり、買物は彦根の大手スーパーでするようになり、多賀の商店街は以前の活気が失われたように思います。

平成27年から令和2年にかけて、大規模な道路改修工事により、大変素敵な町並み

にさせていただきましたが、今現在、空き家が11軒あり、80歳以上の独居老人家屋が6軒、70代、80代の2人暮らしの家が12軒あります。このまま後継者がいないと、10年後には空き家だらけの町並みになってしまいます。そこで、まちのにぎわいを取り戻すために2点お伺いいたします。

まず、絵馬通りをさらに発展させるため、多賀町がんばる商店応援補助金等の助成金制度を積極的にPRするなど、多賀町から県内外を問わずに広域にわたって誘致活動ができないのかお尋ねいたします。

もう一つ、現在、多賀町にはまちおこし協力隊が4名おられ、大滝地区を中心とした山間部で新たな事業を展開するなど、積極的に活動をされております。そこで、多賀区等、平野部にも派遣していただきたく、絵馬通りを中心とした地域活性化に貢献していただけないでしょうか、質問いたします。

以上、2点です。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 大谷議員のご質問、空き家を活用した絵馬通りの活性化についてお答えいたします。

1点目は、絵馬通り沿いの空き家を利活用し、町補助金多賀町がんばる商店応援補助金をもつての店舗誘致とご推察し、お答えさせていただきます。

多賀町がんばる商店応援補助金制度は、平成24年度より施行し、絵馬通り沿線では新規開業などが7件、店のしつらい魅力向上などの改修が9件、合わせて16件のご支援、このうち事業継承や空き家を利活用されたのは9件であります。

同補助金全体の実績件数の約4割が絵馬通り沿線となっておりますこと、ほかにも同補助金を活用せずに開業された店舗もあることから、魅力ある沿線、地域として見ていただいているものと思慮しております。

しかしながら、議員がお調べになられたとおり、空き家がありながら活用されていないのも現実でございます。その要因を考えますと、空き家を譲り渡したい方がおられるのか、譲り渡す意向をお持ちであれば、店舗に限らず住居としても利活用が進んでいるのでは、また店舗を開業される方にとっては経営が成り立つことが基軸であり、地域のにぎわい、誘客の仕組みづくりが求められているのではと思うところです。

空き家を提供していただく方、開業していただく方、両者がそろって初めて議員のお考えの形ができ、そこで同補助金をもつてのご支援となります。同補助金の積極的なPR、広域にわたっての誘致活動とのご意見ではございますが、先ほど申し上げました環境がなければ形にはならないもののご理解いただきたいと思います。

次に2点目のご質問は、新たに地域おこし協力隊を委嘱し、絵馬通りを中心とした地域の活性化と推察し、お答えさせていただきます。

絵馬通りの活性化については、議員のご質問要旨にありますように、多賀大社前駅か

ら多賀大社前の間、町道絵馬通り線の道路整備、ハード整備を終え、ソフト事業への移行と考えております。ソフト事業としては、既存店舗の持続や誘客を図り、にぎわいの仕組みづくりがあるかとは考えますが、絵馬通りについては観光を根幹とする店舗と慮している中、観光面での地域おこし協力隊の委嘱に強く関心を持っているところです。

多賀観光協会、絵馬通りの活性化を考える会のご意見も伺いつつ、また数多くの観光資源を有する多賀町全体として、観光と商業をつなげる展開に着眼し前向きに検討を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議員ご質問の空き家を活用した絵馬通りの活性化についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） 今、多賀大社前近くで空き家をリノベーションしてクラフトビールを営業されているお店がありまして、毎日、盛況でたくさんの人を集めていただいています。さらに来年度、勤労者体育館が解体整備されるということになりますと、あと2、3件の新しい店舗ができますと、多賀駅前の活性化がまた進んでいくと思われれます。

それでちょっとお聞きしたいんですけども、がんばる商店の補助金というのは、全く新たに初めてお店を出されるところのためだけの補助金なのかどうか。それと、空き家を利用してということですけども、今、1件、民間と協力して空き家を何とかしようという動きがあるんですが、空き家を利用するとすると、空き家自体、もう要らない物だらけで、それをリフォームする前に、いろんなものを処分しないといけないという状態に、空き家はほとんどそういう状況やと思うんですけど、そういう空き家をリフォームするための、要するに大型ごみなどを排出する、そういうリフォームする以前のこの問題を解決するような補助金とかそういうものがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問の方、3点になろうかと思います。

まず、がんばる商店応援補助金の補助対象事業でございますが、議員のお話もありましたように、新規開業、このときには補助率5分の1、上限200万円というのをご支援とさせていただきます。

ほかの事業メニューといたしまして、店舗と道路の間の中間領域に、こちらの方に設備をご準備していただく備品等の購入費、こちらについても補助率2分の1で上限5万円のご支援とさせていただきます。また、店のしつらえの魅力向上ということで、店舗の軒先の改修と景観を損なわないような外観の改修等について、こちら補助率2分の1の上限50万円でのご支援がございます。

あと、もう1点、チャレンジショップ事業といたしまして、新たに事業を始めたいとお考えのところ、即営業ではございませんけども、試行的に取り組みたいというところの事業に関しまして、事業開始に属する月1年間の限度に、経費の2分の1、上限30万へのご支援というメニューになっております。

あと、空き家のリフォームにつきましては、空き家に関しましては空き地・空き家バンクを通じて媒介契約が整ったところにつきましては、空き家の住居を目的とする場合には、空き家改修としての補助金制度を企画課の方でご準備させていただいております。

あと、大型ごみの排出につきまして、空き家の中にあります家財等の処分等につきましては、こちらの方にきましては過去にも検討させていただいたことがございますけども、やはり個人の財産というところがございますので、なかなかご支援の方が難しいというような判断に至っているところでございます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） 多賀大社の片岡宮司と、以前、その多賀大社の参道の件で話をしたことがあるんですけども、多賀大社としては、多賀の駅前には年間、近江鉄道を使って利用してくれるお客さんで5,000人程度しかいないと。今、多賀大社への参拝の、要するに正面玄関はあくまでも国道沿いであるという、どうもお考えみたいなんです。だから、多賀大社前駅は、別に多賀大社にとってどこでも言うたらおかしいですけど、重要視してないという状況なんですけど、今まで65歳以上に、近江鉄道からどこまで乗っても100円というフリーパスみたいなあれがあるんですけど、そういう多賀大社前駅を利用して多賀に来てもらえるために何かそういう補助金的な、近江鉄道に乗ったら多賀大社へ行ってもらうにはこういう補助金的なものができますよとかいう、そういう制度みたいなことは考えられませんか。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃるように、公共交通の方でのサービスというのはございますが、今のお話、その近江鉄道を利用して多賀町へ来られて買物とかをされたときに特典があるとかいうお話かと私も受け取らせていただきましたけども、今現在はそのような連携したサービスというのは、まだ多賀町にはございません。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 今、企画課長の方から答弁ありましたのは、近江鉄道の連携というところでございます。大谷議員のご質問のご趣旨としては、店舗等の例えば割引になるとかいうようなお話になろうかと思っておりますけども、その点につきましては町の補助金というよりも、実際そこに誘客をされて、その店舗にお客さんが来られるという話になってきますと、実際そこで商いをされてる方の受益ということを考えますと、こちらの方が積極的に展開されるかどうかということも一理あるかと思っております。丸々、町の補助金のみとしての制度設計というのは十分慎重に考えるものと思っております。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。それではもう一つの件で、まちおこし協力隊のことで少しお伺いしたいんですが、まちおこし協力隊自体、2009年総務省

所管でスタートして、地方自治体が都市地域から移住者を地域おこし協力隊に任命して、隊員に金銭の援助をしてまちおこしに関する活動をしてもらって、その地域への定着定住を図る取組であるということが書かれてますけども、今現在、多賀町のまちづくり協力隊で、定住、定着された方は何名いらっしゃいますかということと、多賀町のホームページの地域おこし協力隊の募集要項の中に大滝地区の活性化と限定された表現がされているのはなぜなのでしょう。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊という制度の活用の仕方というのはいろいろあると思います。現在、多賀町では4名の協力隊が活動していただいています。そのうち3名は大滝地域のNPO法人に加入していただいて、そのメンバーとして活動していただいています。もう1名というのは林業の事業に従事して、それは自分の職業として技術を習得するという活動をしていただいていると思っておりますけども、協力隊を町に入れる過程の段階で、町によっていろいろ考え方がまちまちでございます。多賀町はこういう形で協力隊を入れていきたい、そういう事業をしていきたいという基に入れております。すので、必ずしも、協力隊がどこの集落にも入って、どの団体でも入って活躍できるという形が前提で物事を考えていないということがありますので、ケースはいろいろです。今おっしゃいました今、募集している募集要項に大滝地域というものを限定しているというのは、今申し上げましたNPO法人に加入していただく方を今、募集しております。ですので、大滝地域のNPO法人に加入していただくというものを条件に入れさせていただいているのが状況でございます。

定着につきましては、多賀町では今は2人なんですけども、一時期3人定着しておりました。全国的には約65%の定着率というふうに総務省の方では言われていますけど、多賀町はそんな率にはまだ至ってません。30%も至ってないです。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 今の地域おこし協力隊の、今、企画課長の答弁にありましたが、NPO法人おおたき里づくりネットワークの方でございます。あと1名の方が林業関係ということで、多賀町森林資源循環協同組合との協働という形で活動しております。こちら、公募の段階でその目的の方を明確にさせていただかないと、過去の事例で見ましても、まずは多賀町にお越しいただくのはいいんですが、そこで何をしたい、また当然、地域の方との協働というのが大切になってくるところで、そのところに時間を要するのであれば、町としてもその受皿となる組織体、またその目的をしっかりとこれをしたいという思いでつながった方を先行にさせていただきたいということで、公募の段階での条件に入れさせていただいていることは多々ございます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。そうしますと、例えば多賀区に派遣していただこうとすると、多賀区の中のNPO法人があれば募集はできるということでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

大滝地区での協力隊の活躍につきましては、まずNPO法人の立ち上げに至る経緯がございます。大滝地域で集落の皆さんが寄っていただいて、大滝地域に必要な対策、問題点等を集落の皆さんが会議の中で抽出されて、次の段階としてそれをどういうふうに解決していくかという活動がありまして、その活動をする上で最終的に持続的にこの問題に取り組める組織が必要ということになって立ち上がったのは、NPO法人のおおたき里づくりネットワークということになっております。ですので、まずその過程が必要かなと思います。その過程の中で、最終的に誰がNPO法人を運営していくのかという中で、協力隊というものの力を使いたいということで成り立っております。という形になっておりますので、あくまで、まず前提の事業というものがあります。何を取り組むかということが必要になってきて、その取組内容によって協力隊の力が必要になるのかどうなのか、地域の方々に問題解決ができるのかどうなのか、また商店も含めてですけども、そういうものがまず議論があって、その上で最終的に協力隊がそこで活躍できる場があるのであれば、またそれは考えていく必要があるかと思います。それはいろんな事業、いろんな分野で発生することですので、それぞれの事業ごとに考え方があろうと思いますけども、基本的に区の方で協力隊を募集していただくことはできませんので、あくまで町が委嘱をするという形になってまいりますので、町の方にそういう取組についてはご相談を頂く必要があるかなと思っております。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。そしたら、例えば多賀区でちゃんとしたNPO法人を立ち上げて、町の方に、今言うた多賀区の場合やったら、今の空き家問題のことの何か協力してもらえないかということになると思うんですけども、活動してくれという協力依頼になると思いますが、そういうちゃんとしたNPO法人と、そういう趣旨があれば多賀町の方に相談してちゃんとすれば派遣をしていただける可能性はあるということでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

NPO法人を立ち上げることが条件ではございません。たまたま大滝はそういう形を取ったということです。ですので、まずNPO法人を立ち上げないと協力隊が派遣してもらえないのかという話ではないということでご理解いただければと思います。ですので、今の絵馬通りに関しましては、先ほど産業環境課長のお話もありましたように、絵

馬通りの活性化を考える会というもの、組織がございます。そちらの中でも議論をしている中での話でございますので、その延長線上に今のおっしゃられるようなNPO法人というものが必要になってきて立ち上げるという形になってくるのであれば、それは地域の合意形成を得られたものというふうに我々も判断させていただきますし、その辺の過程が必要になってくるのではないかなと私は考えております。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。この問題だけにあれしとあれなんで、取りあえず今、今度、来年度、勤労者体育館が解体され、あそこが更地になって、どういうふうに利用することになるのかによって、多賀の絵馬通りの、要するに多賀大社前駅からのにぎわいというのが復活するような可能性があることやと思いますので、慎重にいろいろご計画いただければありがたいと思います。

また、今、絵馬通り活性化委員会のお話が出たんですけど、もう4、5年前ですかね、私、区長をしてたときには、定期的に福祉会館で全体の会議というようなものがあったと思うんですけど、今、最近の話ではそういう全体の会議がないように聞いておりますけど、その点はいかがでございましょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

絵馬通りの活性化を考える会につきましては、今年度は5月に開催をさせていただいております。それ以来の活動になりますけども、今年度はあまり活発な活動をさせていただいておりません。実際のところ、地域の方々が、その後、絵馬通りにおいて、会議ではないですけども、地域活動というものをその後していただいているというのはございますので、絵馬通りの活性化を考える会としての延長での活動というのは今年度もしていただいているというふうに考えております。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。今、民間で何とか活性化しようという動きは起こっておりますので、それに対する町行政なりの援助というんですか、ご協力を頂ければありがたいと思っております。

次、学校給食の無償化についてお伺いいたします。

6月の「こんにちは議会です！！」の裏面で取り上げました学校給食の無償化についてですが、全国1,794自治体のうち、所得条件などを設けず全員を対象に無償化を実施している自治体は547自治体、30%、何らかの方法で実施している自治体は722自治体、40%と、全国的にも保護者の負担軽減に向けた取組が進み、滋賀県でも何らかの方法で実施している自治体が11自治体、58%となっております。

以前にも3名の議員の方々が同様の質問をされ、教育委員会の答弁では、「学校給食の無償化については社会の関心も高く、国でも課題整備が行われていることから、国やほかの自治体の動向を注視していきたい」とありました。そこでお尋ねいたします。

1つ、現在の国・県の動向と、ほかの地方自治体の取組についてお聞かせください。

2つ目、多賀町でも給食費に1億1,000万以上のご負担をお願いしておりますが、無償化を実施するということは困難なことでしょうか。

以上2点、お答えをお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 大谷議員の学校給食費の無償化についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の現在の国・県の動向と、他の自治体の取組についてですが、国では政府が令和5年6月に公表しましたこども未来戦略方針で、学校給食無償化の実現に向けた実態調査を行うとしたことを受け、文部科学省が全国の公立小中学校を対象に、令和5年度の状況において調査をしました。その調査結果では、議員のご質問にもありますように、3割の自治体において小中学校ともに無償化が実施されている状況です。また、本町のように、一部を対象に無償化する自治体は9.7%であるというような状況です。今後、国では、これらの調査結果等を基に無償化の議論がなされるものというふうに考えております。

滋賀県では国の動向を注視する姿勢であることから、現在のところは取組は特にありません。他の自治体における取組につきましては、全国的には東京23区で本年4月より、また青森県では10月から県内全ての小中学校で無償化が実施されている状況です。滋賀県下の取組では19自治体のうち11自治体で無償化が実施されており、内訳としましては、小中学校ともに無償化しているのは4自治体、そして小学校のみは1自治体、中学校のみが2自治体で、一部無償化されているのは本町も含め4自治体というような状況でございます。

2つ目の現時点で無償化を実施することは困難なのかにつきましては、全小学校、中学校の給食費を無償化する場合、新たに必要となる1年間の財源は2,500万円で、現在実施中の第3子以降の無償化や経済的支援が必要な世帯を含めると、約3,000万円必要となります。この財源は毎年、町単独で確保する必要が出てまいります。

また、本町の教育行政課題として、小中学校におけるトイレの洋式化や各教室のエアコン更新に加え、施設の老朽化に伴う学校の建て替えや大規模改修が必要な状況です。特に学校の建て替えにつきましては、規模にもよりますが、1つの学校の建設費用が40億円以上とも言われており、国の負担金が2分の1措置されるとはいえ、大変大きな財源を確保していかなければなりません。将来世代のみに大きな負担をかけることは避け、今から備えていく必要があると考えております。

このような状況の下、本町としましては、第3子以降の給食費の無償化に加え、小中学校の無償化を実施することにつきましては、今後も特に国の動向や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。学校給食を無償化する各教育委員会における取組の実態調査というのが、文部科学省が平成5年9月に実施しておりまして、1,794教育委員会からの回答が775教育委員会からの回答があったと。その中で実施をしているという自治体、教育委員会は722で93.2%、今後実施する予定というところが40教育委員会で5.2%、財源としては、ふるさと納税寄付金以外の自己財源というのが475教育委員会、地方創生臨時交付金を利用するというのが233、ふるさと納税を利用するというのが74とあります。文科省の調査では、平成17年度の調査開始から約7倍のスピードで学校給食が無償化されています。

以前にも3人の議員が同じような質問されて、そのときの答弁では、「社会の関心も高く、国や地方自治体の動向を注視していきたい」ということでしたけれども、注視して結果はどうだったのかというのは今お答えいただいたことやと思うんですけど、議員には、町民の皆さんに選ばれてここにおられるわけですけども、予算の執行権がございませんので、一般質問という形を取って、何とか予算化してもらえませんかという訴えをしているんだと思うんですけど、今の多賀町予算60億円を超える予算のうち、2,000万円、3,000万円という、0.2%とか0.3%とかそういうレベルやと思うんですが、それでも実行が不可能なのかということと、これは私、区長していました令和3年度に、多賀区の神田、グリーンヒル、その自治体の自治会長と一緒に懇談をしたことがあったんですけども、そのときに、何で多賀町に家を建ててくれたんやという話をしましたら、まず彦根市よりももちろん土地が安いというのもあるんですけど、自然の環境が良いと、それと子育て世代への施策が充実しているということでございました。今現在、多賀小学校の児童数が増えて423名で、来年度450名を超えてピークを迎えたとお聞きしているんですけども、そのピークを迎えた後、どういう人数で減っているのか減少しているのか、その辺もし分かりましたら、分かる範囲で結構ですんで教えていただけますでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの大谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、町予算の全体の0.2%ぐらいのものを何とか執行できないかというようなご質問でございますけれども、これまでもお答えはしてまいりましたが、非常に教育行政の課題もありまして、先ほどから申してますように、エアコンの更新であるとか様々な課題があるんですが、それをざっとこう計算してまいりますと、例えばトイレの洋式化でございますと、多賀小学校で1億円ぐらいかかるのではないかと試算になりますし、多賀中学校、大滝小学校でもこの後していく予定をしております。また、エアコンの更新につきましても、各小学校3,500万円、中学校で2,300万ほどかかるのではないかと試算をしております。いつきのその0.2%分というのは

何とかできないかというふうに思うわけですが、今後先を見据えて考えていきますと、その0.2%の額も非常に大切な財源として取り扱っていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう意味では、今、単年で見れば、僅かな額じゃないかというふうな見方もあるかもしれませんが、長期的に見て、そこは今そういうことを実施するのは適切ではないのではないかというふうに判断いたしております。

2つ目の今後の子どもの推移等につきましては、もう少し令和10年度あたりまで、多賀小学校の人数も増えてまいります。そういう意味では、これからもまだまだ教育費にかかる費用も必要になってまいりますので、今、今後この状況において完全無償化というのはなかなか難しいかなというふうに判断いたしております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） ちょっと補足で答弁させていただきますと、おっしゃられました60億円のうち2,500万円について、0.3%、4%ぐらいなんですけども、額としては低いんですけども、2,500万円というお金になりますと大きな額になります。一般会計の現状で、令和5年度決算におきましては約8,800万円を財政調整基金から取り崩しておりますので、単年度の収支だけで必要な歳出額が確保できていないというような状況で、決して財政的に余裕がある状況ではないというふうに判断しております。また、給食の無償化につきましては恒久的な制度にするのが前提でございますので、繰り返しになりますけれども、今年は実施して来年は財源がないのでやりませんというようなことでは保護者の信頼もなくなりますし、町行政全体の信頼度もなくなりますので、そこについては長期で安定的に財源が確保できるというようなことを見通して実施すべきではないかというふうに考えております。

直近の課題としましては、またこれも繰り返しになるんですけども、学校教育においては、まず建物自体が3校とも老朽化しておりますので、10年先には必ず建て替えという問題が出てきてまして、将来多賀で教育を受ける子どもたちのためにしっかりと教育環境を整えてあげるとするのは今の私たちの行政の責任じゃないかというようなことも考えておりますので、そこに備えての基金の積立て等も計画的に実施していかなければならないというのが1つと、あと今の子どもたちにとっても、学習環境を整えてあげるというのは両輪でいかないといけないと、将来の子どものためと今の子どものためということで、今申し上げましたとおり、トイレについてもまだ洋式化ができてないところもございますし、空調についても平成26年あたりに教室に入れましたけれども、結局また更新が必要になってきますので、その辺についてもしっかりと財源を手当てしていくということは責任のある行政運営だと考えております。

それと、全般的に見ましても、教育費だけではなくて、町全体の行政サービス、高齢者福祉であったり、先ほど1問目にありましたように産業の活性化であったり観光であったり、そちらの方についてもきっちりと財源を手当てしていかないといけないという

のもございますし、防災につきましてもそうですし、ライフラインについてもきっちりと確保していくというのが、暮らしやすい生活を守っていくための取組だと思っておりますので、そういう総合的な面から言いますと、今の多賀町の一般財源についてはご負担していただけるものについてはご負担していただくことで、ちょっと余裕はないんですけども、一般財源の方はきっちりと限られた財源ですので、必要なところに配分をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今も大谷議員が、60億円のうち2,500万円と言われました。大体、一般会計の予算規模、多賀町でしたら50億円弱、45億円から50億円ぐらいが当初予算の規模やと思うんですけど、そのうち固定経費、もう毎年これだけは要という経費が85%から、やはりこれからスマートインター関係の費用も嵩んできますので、これらを含めるとだんだんと財政が硬直化していく。これが85から88、90%と、そうすると、実際、流動的に使う予算という、本当にもう3億円、4億円、その中からいろんな新しい今年やる事業とか、やっぱり2、3年先を見据えてやる事業とか、こういうふうな計画やらも立てていく、そういった流動的な費用から捻出していかなければなりませんので、やっぱり60億円からある中の2,500万円という考えはちょっと改めていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。最後に久保町長にご意見いただきたいんですけども、今、新規の宅地の造成がちょっと低迷というんか、止まっているように思います。さっきも言いましたように、多賀町に対する転居者ですか、転入してくる人たち、若い人たちの中には、やっぱり子育てが充実しているということが結構浸透してますんで、これで今の話ではちょっと無理かもわからへんけど、小学校、中学校、小学校だけでもいいけど、給食費が無償化になったよというのが加われば、また新しくその起爆剤になるような気がするんですけども、いかがでございましょうか。最後にそれだけお答えいただけましたら結構です。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

多賀町は、私これ17年目させてもうてますけど、やっぱり子育て、教育、1丁目1番地やということで、教育、子育ての予算にかなり大きな予算を投資してきたと思います。以前やと、3億円から4億円、今、多分、7億円、8億円、もう予算は倍ぐらいになってると思いますので、その中でも町単独で上積みした町独自の取組もこの中にもかなりあるのかなと思ってます。

その中で、1つ、この学校給食だけで切り抜けられると、やっぱりよそもやってるといことにはおっしゃいますけど、うちとこ、そのほかにもいろんな取組、小さい家庭

のゼロ歳から1歳までのおむつ代等の支給も、こういうのも独自でやっていますし、そしてまた教育の小中学校の予算、あんまりこういう表には目立ちませんが、学校支援員への人件費投資もやっていますし、そして学校の先生方、小学校、中学校への小学校のOBの先生方の配置もやっていますので、やはりかなりよそよりも手厚い、そのことによって子どもたちが安心して学校生活を送れるような取組をやっていますので、もしそれをする、こういう予算も多分削っていかねばならないようなことも生じるのではないかなと思っています。

それで、教育委員会、総務課長、今言いましたように、やっぱり将来の負担にも備える、そのためにも今からやはり負担の平準化はやっていく必要があると思っていますので、将来10年、15年後の人は、今はいいけど、この10年、15年後の若い世代にやはり過度な負担はかけてはいけません。そこら辺のところは平準化していく必要があるかなと私は思っています。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） どうもありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時40分とします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、先ほどの大谷議員の質問に対しての総務課長からの説明をお願いします。

本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 先ほど大谷議員のご質問の中で、勤労者体育センターの解体が来年度行われて、その後、絵馬通りの活性化の方で何らかの有効活用があるというようなお話があったと思うんですけども、予算についてはこの12月議会で設計の方を、今、あげさせてもらっておりますので、そちらの方でまだご承認の方はいただいておりますので、まずその経費についてはまだ、執行部側としてはあげさせていただきましたけれども、設計の承認を頂いていないということと、あと工事費の方も来年度あげさせていただく方向で進めてはおりますけれども、そちらの方も議会の議決の方を頂いてから執行していくというような話でございますので、方向性としてはそのように進めたいと思っておりますけれども、まだ確定の情報ではございませんので、そこだけちょっと押さえていただければと思います。

それと活用する方法につきましても、絵馬通りも含めて多賀町全体であそこの土地をどうしていくかということについては内部も検討していかないとはいえないと思っておりますし、また議会の皆様のご承認、ご意見も聞かせてもらい、また周りの方々、住民の

方々の意見も聞きながら、将来的にあの土地をどういうふうに使っていったらいいかという結論を出していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菅森照雄君） それでは、一般質問に移ります。

9 番、神細工宗宏議員の質問を許します。

9 番、神細工宗宏議員。

〔9 番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○9 番（神細工宗宏君） 議席番号 9 番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

質問に入る前に、先日、地域整備課の方に、数年前に出された河川の支障木伐採の確認に行きましたところ、11月末に2本の大きな支障木、直径30cm、1つは50cmぐらいありましたかね。それを伐採していただきまして、非常に見通しが良くなりました。地域住民も喜んでおりますので、お礼申し上げます。強いて言えば、最初に出したときにしていただいたらもっとよかったかなというふうに思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。今回1問です。

新たな除雪体制について。

この質問は、今年の2月に定例会で質問した新たな除雪体制に関係している質問です。私は、山間地域の活性化での空き家の問題等にも力を入れていますが、山間地域の除雪体制にも対応が必要だと考えております。令和6年2月の定例会では、高齢者世帯や高齢者独居世帯が増えている現状での里道や高齢者世帯の門口までの除雪につき、高齢者福祉の考えの中で助け合いや見守りの観点から、新たな除雪体制について地域整備課長並びに福祉保健課長から答弁を頂いております。

地域整備課長からは、「歩行者しか通行できない里道はこれまで住民の手作業で雪かきを行われてこられたが、住民の高齢化が顕著になってくる現状の中で、今後は対応が困難になってくる。この問題については、作業人員の確保等、作業の軽減化が必要であり、通常の道路除雪の延長としてではなく別の視点で議論することが大切」と答弁がありました。福祉保健課長は、「今後、全国における地域の共助、公助による取組の事例を研究し、福祉保健課だけでなく関係各課や社会福祉協議会および集落などとともに、地域の特性に合った仕組みづくりを検討していく必要がある」との答弁でした。さらに再質問の中で、福祉保健課長から、「福祉保健課だけでは解決できない問題でもあることから、町全体としていろいろな課と検討を進めていきながら、新しい仕組みづくりについて考えていきたい」と答えを頂きました。

そこで、新たな除雪体制について、地域整備課、福祉保健課、社会福祉協議会などの垣根を越えた議論はしていただいたのでしょうか。質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 神細工議員からの新たな除雪体制についての質問にお答えいたします。

まず福祉保健課では、町内各福祉保健関係団体等の代表者や社会福祉協議会をはじめとする関係機関等により構成される策定委員会にて協議し、令和6年3月に第3期多賀町地域福祉計画を策定し、その中で冬場の除雪対策については高齢者や障がいのある人など自力で除雪ができない方に対し、困りごと支援サービスの活用を含めた住民参加型の除雪体制の構築と活用を進めていくという方針を上げておりますので、こちらについてまずご報告をさせていただきます。

2月定例会後の取組としましては、国土交通省等から出されている全国各地の地域除雪の先進事例等の情報を集め研究をいたしました。各地での共通することは、急速に進む高齢化や過疎化等の影響により、自力での除雪作業が困難な世帯が増加する一方で、除雪の担い手不足という課題があり、またそれを解決するための取組方法については、まず生活する地域や集落単位の中で除雪支援についての具体的な課題や困り事の把握をすることが必要であるとのことでした。

これらの事例や取組等については、既に地域整備課長および社会福祉協議会とは情報を共有しており、社会福祉協議会とは定期的な連絡会の中で協議をしておりますが、残念ながら、地域整備課をはじめとする関係各課との議論にまでは至っておりません。

社会福祉協議会とは、積雪の時期を迎えるに当たり、今月開催予定の福祉会代表者連絡会において各地域における除雪支援の困り事や課題を把握することと、支援が必要な世帯については向こう三軒両隣を基本とした地域での支え合い、助け合いができるような集落の体制についてをテーマとし、話し合いをしていただく予定となっております。

当町においては、各集落の人口規模や地形や道路状況などそれぞれの地域の特性がありますので、各地域の実態や課題等を踏まえ、今後、集落単位でそれぞれの地域の課題を解決する除雪活動に取り組むにはどんな方法が可能なのか、その取組にはどんな支援策が必要かなど検討をする必要があると考えています。

また、既に多賀町内では集落除雪の取組を導入されている地域や、コミュニティー助成事業を活用し小型除雪機を購入され、除雪体制に取り組んでおられる集落もあります。除雪を切り口に集落での支え合いの体制を検討していただくことが、安全・安心で暮らしやすい地域づくりにもつながると考えています。福祉保健課としましては、今後も社会福祉協議会や関係各課と連携し、地域福祉計画の基本理念である、みんなの絆で支え合う安心とぬくもりのある福祉のまちの実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。一応、各関係機関とは情報を共有さ

れておるということで、またこの問題に対しては、これからの福祉代表者会議で問題提起していった、議論をこれから進めるというような内容だったかと思います。山間地域の高齢化という、すごく早くというか加速しておりますので、早急な対応が必要だと私は考えております。自助、共助の問題と言われるかもしれませんが、行政が何も関知せずに全てを住民に押しつけるのではなくて、働くこと、生きがいとすることはボランティア精神で行われていこうと私自身は思っておりますが、共助にも限界があると考えております。また、小型除雪機の燃料代や保守にもお金がかかる現状を、現段階として毎年、そういう活動を地元の有志がしてくれております。そういう実態に対しまして、どうお考えでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 神細工議員の再質問にお答えさせていただきます。

これまで、町の除雪事業につきましては、町道を中心に幹線道路、そして大きい道へと出るというような除雪を行ってまいりました。そして地域に、また集落にもよりみずけども、集落内の除雪につきましては各集落の方々、あるいは個人でやられる、家の前を空けられる方、通学される生徒、そしてまた通勤される車の出入りの大道まで今まで空けてもらいました。当然、機械を使っておられる方もおられますし、手作業の場合がありますし、質問の中にもありましたように、歩行者だけが通れる道というものもなかなか限られてきて、町道といってもかくのは全部かいてませんので、そういった町道の部分も手作業で雪かきをされておるのが多くの集落ではないかというふうに思っております。そのこと自体が、今後、各集落とその中のコミュニティーを形成する中で一番重要な部門で、さっき隣三軒言われました福祉保健課長が、そういった気持ちでいろいろと取り組まれてやっていかなあかんという、その集落内の温度差があると思いますけども、集落によっては、その気持ちで今までもやってこられたので、これからはもうできる限りお願いしたいのと、また地域整備の方では町の除雪に入っていない路線に対しまして、令和３年度で大雪が降りましたので、令和４年度で１０集落ほど、前も説明していると思いますけども、説明会というんですか、集落除雪について説明をさせていただいたところでございます。その中で、集落除雪に手を挙げてもらった１集落、またふるさと除雪に手を挙げてもらった集落が１集落ずつありますので、そういった事業も幅広くやっております。あと、先ほど言われました小型の除雪の機械の燃料につきましては、統一的にまだそこまで朝晩に私の方回っておりませんので、お答えもしにくいんですけども、今後考えていかなければならない問題になってくるのではないかと思いますけども、その仕組みづくりについても今後の課題だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○９番（神細工宗宏君） ありがとうございます。集落除雪、ふるさと除雪についても、県道を主にかいていくという活動でありますけども、私ごとではありますけども、私の

家から県道まで出るのに約100mぐらい、毎回、雪が降れば除雪しなければなりません。でも、雪が降る前日から準備をしまして、朝4時、5時に起きて、まず自分の家の子どもたちが出勤できるように道を空けなければならないという、そういう実態もありますし、もうそういうふうにもう勝手に活動してるんですけども、そうしますとほかにも何人か同じような活動をされている方を見かけます。そういうことに頼りっ放しと言えば語弊があるかもしれませんが、献身的にそういう公共のところを除雪していただいている方に対して何らかの補助というか、先ほども言いましたように、結構燃料も使いますし、毎年除雪すると、やはり機械も傷みます。そうすると、毎年この整備代というのにもかかってきます。そういうものに対して、町としてはどう考えているのか教えてください。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） お答えさせていただきます。

今まで集落でかかれておられました。この除雪の問題を機に、やはり集落内での話し合いをしていただいて、機械を持っておられる方に、小さい機械、大きい機械、建設する用の重機も出てくる場合もありますけども、そういった方々に、先ほどちょっと答弁では言えませんでしたけども、区の中で話し合ってもらう、そういった機会をつくっていただきたいと。そして、集落にある問題を、除雪を核としていろいろな問題がありますので、高齢化、空き家、いろいろな問題がございます。そういった問題も1つずつ協議していただいて、今言われている奉仕的な部分について、燃料代も含めて村として一度考えていただけたらなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。先ほど福祉保健課の課長からも、いろんなところで話し合いをしていくというふうなお話がありましたので、そういうところで区としてそういう問題に対して話し合ってくださいというようなアナウンスをしていただければ幸いです。

次の再質問に移ります。市町村の公式ウェブサイトを確認しますと、多くの市町で除雪に関する独自の補助金制度や支援事業を掲載しているところがあります。中には町道以下の道路の除雪に対する補助制度が設けられている例として、住民が自主的に除雪する場合の費用補助、除雪機械の購入や貸出しに対する補助、これは今、多賀町でもしていることだと思います。あと、地域住民の協力を得て実施する除雪活動への補助金といったことがありますけども、ここに1つの自治体の施策を紹介させていただきます。

これは北海道の倶知安町かな、平成2年の人口が1万5,000人で、多賀町の約2倍の規模です。令和6年度一般会計予算が166億円程度で、多賀町の約2倍強です。この町では、市道等の除排雪補助金交付規則が制定されております。受益者戸数が3戸以上あり、かつ延長がおおむね30m以上の車両通行可能な道路の除雪または排雪費、

除雪集雪費用の50%以内を補助するというものです。2つ目は酪農関係ですので飛ばします。

もう一つは、当該年度の町民税が非課税の世帯、60歳以上の高齢者で自分で除排雪が困難と認められる世帯、心身障がいまたは疾病等により自力で除排雪が困難と認められる世帯、その他、町長が必要と認める世帯、次の各号のいずれかに該当し、かつ延長がおおむね30m以上の車両通行可能な道路の除雪または排雪費、除雪費用の80%以内を補助するというようなものがあります。近くでは長浜がこれに近いようなことをしておりますけども、多賀町においてこのような対応を検討する可能性はありますでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

今ほど北海道の例と長浜も広うございますけども、当町におきましてはそのような、現在は考えておりません。先ほども申しましたように、集落に出向いてか集落との話し合い、その中で今後進められていくものだというふうに思っておりますし、しなければならない問題だなというふうに、集落と行政と一体となって考えていく問題だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） 今の答弁は、先ほどの質問の答弁とほとんど変わらない内容だと私は感じました。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今も北海道の例を挙げられました。それで、長浜でも北の方の域はかなりの積雪があると思いますので、そういう地域を対象にした助成制度が長浜にもあるかなと思ってます。多賀町でも何年前、1m、それで大君ヶ畑では2mぐらいの、多分100年に一度ぐらいの豪雪であったと思いますけど、そういうふうな異常時のときにはやはり排雪とか、30、40でも、住宅団地のようなところに対しては排雪様な取組をさせていただこうと思ってますけど、ああいう異常時のときにはそういうふうな町としても除雪をしていく必要があるのかなと思ってます。あのとき100年に一度ぐらいの、私、雪やと思ってますので、やっぱりああいう雪が幾度となく降るようであつたら、そういうような除雪の支援体制も考える必要があるのかなと思ってます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。大雪特別警報みたいな、そういう非常時には考えていくと、これから先、気候変動はどのようになるか分かりませんが、そういうことが続くようであれば検討していくというように理解いたしました。温暖化になっても夏高くて冬は低いというのものもあるんで、ありがとうございます。ぜひそういうことも考えて今後対応していただきたいと思います。

次の再質問ですけれども、多賀町の地域防災計画、平成30年3月の159ページの中で雪害の対策が載っておらず、災害履歴として雪害の履歴が135ページに10件のみ載っておりました。また、多賀町総合防災マップ、令和4年3月のものですが、全50ページで、これは地震、風水害のみしかありません。そもそも多賀町では、積雪に関することは災害ではないと考えているのでしょうか。その辺の認識をお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員、ちょっと質問の趣旨と今のはそれてるように思うんですが。

本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） まず地域防災計画につきましては、今年度見直しをしておりますので、必要な事項については追加修正を加えていく予定であります。その上で、今の雪の関係でございますけれども、数年前に大雪が降ったときには多賀町の道路も麻痺しました。そのときに、多賀町の方以外、車に乗っておられる方が身動きができないというようなこともありましたので、そういうときに中央公民館なり公共施設を開けてそこで一旦避難していただくというようなことも実質やっておりますので、雪対策についても私もちょっと今持っておりますので、そこまで詳しくは答えできないんですけれども、雪害についても対応していく道筋がしっかり記載できるように再度チェックをして、多賀町に合った地域防災計画にしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） 先ほどのやつは関連してないんじゃないかということですが、雪害に対するそういう経費というと語弊があるかもしれませんが、そういうことが、そういう集落内の細かな除雪に対する意識から外れているんじゃないかという意味で質問させていただきました。僕は今回の新たな除雪体制の中の質問に外れているとは思っておりませんが、いかがお考えですか。外れていますか。

○議長（菅森照雄君） 続けてください。

○9番（神細工宗宏君） 先ほどの答弁に関しまして、議長が関連してないのではないかということだったので、今回の私の質問が合ってるかどうかというのはどうなのかというのを議長にお聞きいたします。

○議長（菅森照雄君） 今の神細工議員の質問、質疑について、新たな除雪体制についてということなので、先ほど災害対応と言われましたので、関連があるのかどうかというのを確認したかったので、そのまま質問を続けてください。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。災害ということに結びつけてしまいましたけれども、先ほども言いましたように、そういう積雪が災害ではないということが、先ほども言いましたように、集落の里道から高齢者の門口までかくというような活動に対して軽視されるものではないかということで質問させていただきました。

あと、いろいろ考えてはきましたが、これ言うともた外れると言われそうなので、今回の質問におきましてはここまでにしておきます。どうもありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 次に、4番、近藤勇議員の質問を許します。

4番、近藤勇議員。

〔4番議員 近藤勇君 登壇〕

○4番（近藤勇君） 4番、近藤でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、今回、一般質問を1件させていただきます。

高齢者が気楽に買物できるための、買物弱者等を含めてですけれども、取組についてお伺いしたいと思います。本町では、昔は各集落や現在の絵馬通り、門前町には、小さな店舗ではありましたが、地域の人たちに喜ばれる安心して生活を送れる生活環境がありました。しかしながら、時代の流れ、買物の利便性から、小さな店舗ではなく1か所で買物ができる商業施設、店舗での買物が選ばれる時代となり、ここ数年の間にその多くがやむなく閉店されています。

さきの子ども議会において、祖母が足が悪いことから、歩いていく近所の商店が閉店した、本当に不便を感じていると、気楽に買物できる対応について質問をされています。また、同じく子ども議会におきまして、一度にいろんな買物ができるスーパーについても質問がされたように記憶しております。

本町の高齢化率は33%を超えており、また高齢者で自動車の運転免許証を返納された方も、ここ何年かの間に177名、これは平成30年から令和4年の5年間でございますけれども177名と、これは町の方へ申請があった方でございます。それだけの方が免許証を返納されているということで、それ以上の方がおられると推測されます。また、軽度の認定者は150名ほどおられるというふうに聞き及んでおります。

私は、生活、買物の利便性が求められる時代の流れの中、今後取り残される方がますます増えるのではと心配し、危惧するところでございます。今日、近隣の市町で買物に行けない方の中には、個人で生活協同組合や平和堂ホームサポートサービスを利用されている方もおられます。また、地域創生事業として、国から補助金と町の支出金、税金でございますが、それで委嘱している地域おこし協力隊が、買物支援サービスとして大滝地区で14集落に住んでおられる方を対象に、大型スーパー、近隣でいきますとフレンドマート秦荘というふうに聞き及んでおりますけれども、の送迎を実施されているという実情がございます。

また、近隣の長浜市では、4月から市、社協、業者、この業者は平和堂とコープしがというふうに聞き及んでおりますけれども、地域コミュニティ活性化の連携協定を締結し、公共交通機関では買物に行くのが難しい高齢者のために、軽トラックに生鮮食料品や日常雑貨を乗せ、決められた停留所で販売する制度を実施される協定がされました。

また、つい最近ですと、大津市において大型店舗の閉店や商業者が減少したことから、民間事業者は移動販売や宅配といった事業に力を入れ、市はこうしたサービスを紹介す

るパンフレットを作成し、買物の不便さを改善するための模索が続いているということが先般のニュースの新聞にも載っておりました。

当町においても、多賀大社前駅で開催されている地元の特産品を販売するもんぜん市の発展、福祉政策としての互助の買物支援の仕組みづくりについて施策展開できないのか、次の２点について伺います。

他市において実施している買物弱者に対しての取組を検討できないか。

２点目、同様の取組が実施できれば、福祉保健課、社協、民生委員等々による見守り活動等が充実するのではないかとという２点について、お伺いをいたします。

○議長（菅森照雄君） 福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 近藤議員からの高齢者が気軽に買物できるための取組についての１点目のご質問、他市において実施している買物弱者に対しての取組を検討できないかについてお答えいたします。

近藤議員のご質問にありましたように、長浜市では社会福祉協議会とコープしが、および平和堂とが連携協定を締結され、移動店舗の取組を始めておられますが、持続可能なサービスを継続していくためには集客などの課題を抱えながら取り組んでおられるということだそうです。

このような移動店舗の状況も踏まえまして、福祉保健課では新たに福祉施策として買物支援事業への実施に向け事業の検討を始めております。事業内容としましては、買物支援が必要な高齢者等に事前に登録をしていただき、町が指定した店舗までの移動サービスを提供するものでございます。町内の社会福祉法人より、デイサービスの空き時間に送迎車の使用が可能とのお話を頂きましたので、その送迎車を利用し店舗までの移送サービスを確保することで、実際に店舗に行き品物を見て買物ができる仕組みづくりができないか計画をしております。今後、事業実施に向けて想定される課題等について検討を進めているところでございます。また、買物にお困りの方には、町内で利用できる宅配サービスや移動販売など、民間の買物支援サービスについて必要な情報を紹介するため、大津市が作成されている買物支援ガイドのような資料を順次作成してまいりたいと考えております。

２点目のご質問、買物支援の拡充ができれば見守り活動が充実できるのではないかとのご質問にお答えいたします。

現在、独り暮らし高齢者等の見守りについては、福祉保健課の地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員のほか、地域においては民生委員をはじめ、福祉推進員、日赤奉仕団や老人クラブなど、それぞれの活動や隣近所などでも見守りをいただいているところでございます。

近藤議員のご質問にありましたように、買物支援のサービス拡充により、サービスをご利用の高齢者については買物のご様子等も把握できるため、見守り活動の拡充にもつ

ながると考えられます。

今後も社会情勢に応じた多様な見守りネットワークの構築や地域の支え合い活動の推進について、民生委員をはじめとした地域の方々や社会福祉協議会等と連携し取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 近藤議員。

○4番（近藤勇君） ありがとうございます。私、この買物支援ということで3回目の質問をさせていただきました。やっと私の意思がちょっと通じたのかな、ありがたいことやなという前向きの回答を頂けたように思います。以前は、何か愛のりタクシーの補助金を交付しているさかいにそれを利用したらええんやとか、各地区でおののがサービスを受ける側の体制を整えようとか、いろんな話を頂いたように思うんですけども、今回、買物支援事業として、事前の登録という事業にはなりますけれども、おののが登録したら、そのデイサービスの移動用の車を空いている間、活用して、例えば近隣のどこか大型の商店に運んでやるぞというようなお話であったというふうに思っております。

私、この質問の中でもしましたように、先ほど地域おこし協力隊が大滝で14集落を対象に人の移送をしてるというお話を頂きましたけれども、その部分の拡大という状態で他のデイサービスの業者が、業者いうのか移動用の車がそこにまだプラスされてくるということで、大滝地区だけ違って、多くの残りの集落の方が喜ばれる取扱いを実施していただけるのかなということで、私は喜んで今の答弁を聞かさせていただきました。

それと併せまして、先般、お話をさせていただいた大津市での買物に困っている人への移動販売、あるいは宅配ということで、行政が何ができるかということでこの新聞の中にも書いております。今、課長の方から答弁ありましたように、こんな事業をやっています、あんな事業をやっていますというチラシをその地区の方に配布をして、そして1人でも多くの方に、大津市であれば移動販売、あるいは宅配を利用していただこうということでしたけれども、私ども多賀町においては、買物支援事業として登録をしていただければ買物に連れていくことができますよという答弁であったように聞かせていただきましたので、その辺のチラシも皆さん方に徹底していただくというたらあれになりますけれども、周知をしていただいて、登録事業になりますとどれだけの方が登録されるのか、そして例えば私で住んでます久徳であれば、久徳にもう毎日来てくれと言われるとそれも来てもらえないというようなことにもなりますので、週あるいは月のサイクルを決められて、どこの地区にはこの曜日の午前中やとか午後やとかいうような、またこれから配置はしていただけたと思いますけれども、その辺、皆さん町民が、ああよかったな、やっていただけたなというようなことで喜んでいただけるような体制づくりをもう充実してほしいということで思っております。

それと1点だけ、先ほど、その民間の移動販売、それも大変やという話がありましたけれども、これ相当、前しゃべらせてもらった長浜の状態なんですけれども、さっき私もこの新聞をちらっと見まして、長浜どこがやってあるいうたら平和堂がやっておられるんですけれども、その中に、「販売者は生鮮食品、加工食品、雑貨など約400点を積んでセンターを出発した。平和堂によると、予想をはるかに上回る売上げで、特に魚、肉などが人気を集めた」ということが新聞に書かれていました。こないだからよう言葉で言われます、盛ったあんの違うかというような、今、選挙のあれで人気にもなってますけれど、盛ったあるか盛ってないかは別にして、このような評価をしておられる業者もおられる。あるいは、大津市では大型スーパーが閉まったということの中で、この移動販売、あるいは宅配に力を入れ出した。以前からも、大津の駅前のところには、民間の方が昆布巻きを売りに来たり煮魚売りに来たりいう移動販売車を私も見たことがございます。そのような状態の中で、そこを拡充して何とかして取り組んでいこうということを計画されてやられたようにも思いますので、その辺併せてお願いをしたい。

それと、答弁の中に最後にありました、高齢者の見守りも兼ねてできますというお話でしたので、私それは前からお願いをしておりました。買物に行きはったら、そこで、あの人来てはらへんの違うか、ちょっと今、来てやらへんけど金遣いがどうなんやろなという、以前、福祉保健課長の話もございましたけれども、その辺の見守りも含めて、今度はその買物支援で車に乗ってどっかへ行こうかという方の見守りもやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それともう1点余談ですけれども、12月4ですから、今日の朝の新聞を見てましたら、守山市で守山メロンの生産者として地域おこし協力隊を雇用するという事で、市長が委嘱状を交付しておられた写真が載っておりました。地域おこし協力隊、大谷議員からも質問ありました。そのような中で、今、私どもが職員の採用のためには、大滝の活性化ということで活用をしてるということですが、そのような形の中にもこの地域おこし協力隊が取り組んでいくことができるの違うやろうかなということを思いながら、これは余談になりますけれども、先ほどデイサービスの移動用の車を使うということですから、車の段取りは心配することは要らんのかは分かりませんが、いろんな活用があるのであれば、またそれを一考いただければありがたいなと。今のこの守山メロンの人、ちょっと余談で最後までいきますと、3年間雇用します。そして3年後には守山メロンを私が生産しますという22歳の方を雇用したということが今日の新聞に載っておりましたので、これは余談になりますけれども、多賀町においても例えば移動販売車が無理であれば、今の買物支援への充実ということで、1台の車だけが動いてんの違うて、多賀で言いますと3つの谷がございます。あるいは大谷議員の話にもありました、今、多賀の絵馬通りの活性化を考えていかなければならない、その中に多くの空き家がある、本当に高齢者だけの方がおられる。そのような方にも買物支援に利用していただければというふうに思いますので、併せましてその辺も含めて、今後の大

きな目標どのようにしていられるのか、どのようにしていただけるのか、どのようにしたら住民が本当に喜んでいただけるのかという部分も踏まえて、もう一度答弁を最後にお願いたします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） ご質問のご趣旨は、地域おこしを多賀町全体としてうまく活用して、多賀町の生活の安定なり、高齢者の見守り、支えるということについてどうしていくのかというようなご質問であったというふうに思います。まだ来年度の予算編成をしてませんし、議会のご承認も頂いておりませんので確定な情報は言えないんですけども、地域おこし協力隊が本当に多賀町の方に来ていただいて定住ということも見据えて活動をしていただく、その活動の中で、今おっしゃっていただいた見守りであったり多賀町を元気づける活動であったりというのを全域でやっていただくということが必要だというふうに考えておりますので、それを何課の方で配置して主体的にやってもらうかというのはちょっと今後の話になるんですけども、大滝地区は大滝地区の方で頑張っていていただくというのは1つ置いておきまして、多賀町について全体をどう元気づけていくのか、暮らしを支えていくのか、また定住につなげていくのかというようなことを踏まえて総合的な配置についても考えてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 近藤議員。

○4番（近藤勇君） ありがとうございます。今、本多課長の方から答弁を頂きました。地域おこし協力隊の活用、今後の大きな課題やと私も思っております。本当に3年間、多賀に地域おこし協力隊として協力された方は、多賀で永住をし、事業の成り立ち、自分の生活を成り立つためにやっていただくということで、今、大滝の方でいきますと弁当の配食、あるいは林業に携わっておられる方、あるいは酒づくりに携わっておられる方、私もいろいろ聞かせていただいております。そういう方が今、私が言いましたような移動販売とか見守りで生活ができるんやろか、さあどうやろうなということを心配しながら質問をしてしまったんですけども、やはり何とかしてこの多賀町が良くなるよというというのが地域おこし協力隊の雇用でもあるというふうに思っておりますので、その辺を踏まえて多賀町が良くなるように雇用をしていただき、さっき冒頭で言いましたこの議会だよりも載っております。子どもが一番最後に、高齢者が気軽に買物できるためにということで、おばあちゃんが足が悪うなって自転車にも乗れへん、最近店ないようになったらどこ行ったらええんやろうなというところの答弁の中で、地域包括支援センターに相談をと書いてあるんです。これが答弁やったんです。そうやけど、今日お話を頂いたのでは大分前向きにお話を頂いたように思っております。地域包括支援センターに相談するのはもちろんでございますけれども、今、福祉保健課長から答弁ありましたように、買物支援には今後前向きに取り組んでいきます。これが新年度になるのか今年度の終わりからになるのか分かりませんが、先ほど来話がありま

すように、若者が住みよいまち住んで良かったまちと思われる多賀町でありたいという答弁もありましたけれども、今後は、高齢者もこの多賀に住んで良かった、住み続けたい、最期までここで多賀町で看取られたというような多賀町でありたいという願いの一心でこの質問をさせていただいてますので、一刻も早く前向きに取り組んでいただくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 次に、6番、川岸真喜議員の質問を許します。

6番、川岸真喜議員。

〔6番議員 川岸真喜君 登壇〕

○6番（川岸真喜君） 議長の許可を頂きましたので、私は災害時の避難と備えについて、前回に引き続き多賀町の防災計画について質問いたします。

近年の地震における被害をたどってみますと、阪神・淡路大震災においては死者6,434人、それ以降も2004年の中越地震では68人、2011年の東日本大震災では、戦後最悪と言われておりますけれども1万5,900人、2016年の熊本地震においては273人、2024年の今年のお正月に起きた能登半島地震においては404人となっております。また、風水害におきましても、2014年の台風18号では77人、2017年の九州北部豪雨では37人、同年の西日本豪雨では237人、2019年の台風19号では99人、2021年の記憶に新しい熱海における土砂災害においては27人、また今年の先般の奥能登豪雨においては15人という状況から見ましても、地震だけでなく風水害においても激甚化しているということが分かります。また、天気予報などでよく報じられております線状降水帯と言われるものの発生によりまして、予測できない集中豪雨も多発しておりまして、年齢に関係なく逃げ遅れによる被害も生じております。先般の奥能登豪雨におきましても、まだ将来のある14歳の中学生が命を落とすという痛ましい事案がありました。そこで、多賀町の今後の防災計画について、以下8点について質問をさせていただきます。

まず1つ目は一時避難所についてであります。

全国的に調べますと、一時避難については、一時という「じ」の字を「時」という字で表記する場合と、この「じ」という字を「次」という、1回目という意味の避難所という2つの表記の仕方があります。前者、この「時」という字いうのはいつとき避難所と呼ばれることもありまして、火事で公園に逃げる際の避難所であったり、都市部において会社員が帰宅困難な場合に駅の建物など開放された場所を利用して宿泊するというケースに用いられているように思われます。

今回、避難について質問させていただきますけども、1回目の避難、2回目の避難というふうに、一次避難、二次避難と考える場合に、多賀町地域防災計画においては、いつとき「時」という字が避難所、いつとき避難所という表記になっております。私は、一次、この「次」というふうな、次という一次避難所にすべきではないかなという立

場から質問をさせていただきます。どちらがふさわしいのか、一時避難所の表記の仕方について質問をさせていただきます。

次に2つ目は、二次避難についてであります。二次避難とは、一次避難所の被災者が環境の整った宿泊施設に避難することを意味します。東日本大震災において南三陸町の500人が栗原市へ避難したことが、二次避難の元年とされております。今年のお正月に起きました能登半島地震では、被災者の健康のため、環境の整った県内外のホテルや旅館へ迅速な二次避難が行われたことは記憶に新しいところであります。

多賀町の防災計画を見ると、近隣市町間で災害時における生活物資の確保および調達並びに応急救援活動への支援に関する協定書というものが平成21年に結ばれております。また、民間企業の間で13の協定書が結ばれております。これらの協定の中には二次避難についての協定があるのかなのか、ちょっとぱっと読んだ感じでは分からない状況でありましたので、質問させていただきます。災害対策基本法というのがありまして、これは伊勢湾台風の後に制定された法律ですけれども、その中に広域一時滞在を他の市町に要請できるというふうにあります。近隣市町と二次避難についての協定を何も災害のない平時において結ぶ必要があるというふうに考えております。防災計画の中で二次避難について取り組まれているのか、また今後取組があるのか、お聞きしたいと思います。

3つ目は福祉避難所についてであります。

福祉避難所というのは、高齢者、障がいのある方、妊婦、乳幼児など要配慮者を受け入れる避難所であります。

そこで1つ目としまして、福祉施設とふれあいの郷のほか、多賀町の防災計画では子ども園や保育園も乳幼児のための福祉避難所であるという説明がありますが、この子ども園や保育園も福祉避難所なんだなというふうに私も思いまして、気づきの機会ではありましたが、これも今後、子ども、幼児施設も今後、福祉避難所として体制の中に入っているのかお聞きしたいと思います。

2つ目は、福祉避難所の目的ですけれども、私は要配慮者を災害関連死から防ぐことにあるというふうに考えております。この福祉の目的を言葉で表すということがまず必要かなと、行動につなげる上で必要であるというふうに考えます。福祉避難所の目的は何か、担当課長の答弁を求めたいと思います。ちなみに、地震における災害関連死について資料を上げておきました。阪神淡路から能登半島の地震まで数字を挙げておりますけれども、特に注目していただきたいのは、熊本地震において218人の災害関連死がありました。熊本地震で亡くなられた方は総数で273人でありました。273人のうちの8割が災害関連死であったと、直接死が50人、災害関連死が218人に及んでいたということで、避難所でのストレスが原因となって、直接死の4倍の人数の災害関連死があったというふうに報道されています。

死亡の原因ですけれども、ライフラインの途絶による精神的、肉体的負担が最大の原

因であり、そのことから生じる治療の遅れ、持病の悪化、疲労による心疾患、呼吸器疾患、エコノミークラス症候群などが考えられます。そういった意味で、要配慮者にとっての福祉避難所の果たす役割というのは非常に大きいものがあります。福祉避難所の目的というものを行政の側ではどのように捉えておられるのか、質問をさせていただきたいと思います。

4つ目は、事業継続計画と言われるものについてであります。多賀町の第6次総合計画の防災の欄を読みますと、これは令和12年までの計画なんですけども、事業継続計画の策定というものが挙げられています。これはBCPと言われるものなのかという質問をさせていただきます。BCPというのは災害時の早期復旧に必要な計画であり、そういった計画の策定に既に取り組んでおられるのであれば、現在の進捗はどういったものなのか質問をさせていただきます。このBCPにつきまして内閣府のガイドラインを調べますと、大地震等の自然災害、感染症の蔓延、大事故、サプライチェーンの途絶など、不測の事態が発生しても短い時間で復旧させるための方針、体制、手順を示した計画であるというふうに記されています。役場の機能が災害時でも機能するために必要な計画かなと思ひまして、質問をさせていただきます。

5つ目は、備蓄品の集中備蓄と分散備蓄について質問させていただきます。大岡の備蓄倉庫に、現在、集中備蓄されているのかなという印象を持っております。前回の9月定例議会での答弁の中では、11か所の拠点避難所に均等に備蓄しているという答弁がありました。そこで私も拠点避難所のある1か所見に行きましたけど、毛布しかなかった状況であります。孤立するおそれのある拠点避難所には長期滞在を想定した物資を配置すべきではないかという考えに基づいて、分散備蓄という言葉もありますし、それについて改めて伺いたいというふうに思います。

6番目は、避難スイッチと一次避難所の周知についてであります。前回も質問しました自主避難のタイミングについてでありますけれども、避難スイッチと呼ばれておりまして、逃げるタイミングを判断する基準であります。この避難スイッチと一次避難所をマップで示したと回答がありましたけれども、その後、広報や回覧などで、住民の防災意識を高めるためにも周知の回数を増やすべきではないかというふうに考えます。また、一次避難所の看板設置について、その必要性について考えを伺いたいと思います。

7つ目は、非常持ち出し袋、それから避難用のヘルメットなど防災グッズについて質問します。この防災グッズの配布または購入の補助についてであります。自治体によっては配布しているところもあるというふうに聞きます。財政の状況は厳しい状況が続いているというふうに私も理解しておりますけれども、将来のある子どもたちが逃げ遅れや命に関わるような事態になってはいけないというふうに考えます。多賀町でも、小学生には入学時に避難用ヘルメットを配布してもいいのではないかなというふうに考えます。また、非常持ち出し袋というのは、年齢に関係なく、住民にとって避難の動機づけにもなります。配布や購入補助の考えについて伺います。

最後 8 つ目ですけれども、上下水道、それから一次避難所、拠点避難所の耐震化率についてお伺いします。耐震化の進捗についてお伺いします。水道が一番大事なインフラであると、上水道、それから下水道も必要なインフラである、その耐震化、それから避難所の耐震化は課題であると。一次避難所は建設された年数も様々であるというふうに考えますので、今の耐震基準と比べてどうなのか、避難所の耐震化についてお伺いします。

以上、8 点を担当課長の答弁お願いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後 1 時とします。

（午前 11 時 53 分 休憩）

（午後 0 時 58 分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

午前中の川岸議員の一般質問に対しての答弁をお願いします。

本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 川岸議員の災害時の避難と備えについてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、先ほど神細工議員のご質問の中にもお答えいたしましたけれども、今年度、多賀町地域防災計画につきましては、多賀町の現状や議員のご指摘いただきました能登半島地震をはじめ、過去の災害を踏まえつつ、より多賀町に即した分かりやすい計画とするため見直しをしており、修正すべき箇所は修正していく方向で進めております。このことを前提に答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、①、一時避難所の表記でございますけれども、多賀町の現計画における一時避難所の位置づけは、行政職員を配置せず、各集落、自治会の住民が自主的に運営、避難していただく場所としており、住民の皆様が災害時、一旦避難し、その後、拠点避難所へ避難いただく位置づけとなっております。

議員ご指摘の一次、次の方ですけれども、の一般的な使われ方としましては、集落の自主運営ではなく、職員が配置される避難所の設置の順番で示されることが多く、②のご質問のケースである場合については、「次」の方を表記するのが一般的であると考えております。ですので、②の質問にありますように、多賀町域を越えて例えば彦根市に避難所を設ける場合については、二次避難所、「次」を付けて整理することになるのではと考えております。ただし、冒頭申し上げましたとおり、現在、地域防災計画を見直しておりますので、策定過程の中で多賀町としてどちらを表記する方が分かりやすいのか、また別の表記の仕方、例えば地区避難所といった言い方もございますので、こちらの方が分かりやすいのかというような観点からも検討し、決定していきたいというふうに考えております。

②、二次避難についてであります。議員ご指摘のとおり、二次避難につきましてはより明確に示しておく必要があると考えておりますので、新たな地域防災計画においては明確に位置づけ、協定の締結についても前向きに進めたいと考えております。

③－１、福祉避難所の体制でございますけれども、ふれあいの郷を中心に児童福祉施設として、保育園、こども園を選定し、老人福祉施設として民間の多賀清流の里や犬上ハートフルセンターをはじめ、その他、介護事業所等の協力も得ながら、複数の施設で要配慮者の方々の災害時の生活を支えてまいりたいと考えております。民間事業所につきましては、ご協力いただける事業所がございましたら、随時増やしていければと考えております。

③－２、福祉避難所の目的についてでございますが、高齢者、障がいをお持ちの方など要配慮者の方々にとりまして、生活がしやすく、また生活についての相談、助言等の支援が受けられる場所としての役割を果たす施設であると認識しており、災害関連死の防止を含め、健康ケアについての役割も設置目的になっていると考えております。

④、事業継続計画についてでございますが、現状は暫定版令和２年度作成のものにとどまっております。今年度、地域防災計画を見直しておりますことから、出来上がった計画を基に、事業継続計画について確定版として整理、計画することで進めており、令和７年度に策定できるよう進めているところでございます。

⑤、備蓄品の分散備蓄についてでございますが、町としても拠点避難所ごとに備蓄、備品について分散配置をしたいと考えております。現状は保管スペースの課題もありますので、災害時の優先度を踏まえて配置をさせていただいておりますけれども、可能な限り分散できるよう見直しをしながら取り組みたいと考えております。

⑥、避難スイッチ、一次避難所の周知についてでございますが、防災意識の高揚につきましては、自分の命は自分で守るという観点からも、周知啓発につきましてはより強化していきたいと考えております。一次避難所につきましては、より身近に住民の皆様知ってもらうことが大切でありますので、関係者の皆様のご意見も聞き、看板設置についても進めていきたいと考えております。

⑦、防災グッズの配布、購入補助についてでございますが、先ほども申しましたが、自分の命は自分で守ることが災害時の行動としては第一義でございます。備蓄品の確保やヘルメット等、防災用品についても、ご家庭においてご家庭のご事情に合わせて行っていただくことが重要だと考えております。その上で、共助の部分につきましては、集落における備蓄品等の整備については町の補助制度が３分の１でございますし、公助、行政として備蓄品等の確保についてはしっかりと進めてまいりますので、個人、ご家庭への補助、配布については、慎重に判断したいと考えております。また、町として引き続き、各ご家庭における災害に対する備えについて周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

⑧、上水道、避難所の耐震化率でございますけれども、まず拠点避難所の耐震化率は

100%でございます。一時避難所は集落管理になっているところも多く、建築年からの推測となるのですけれども、90%となっております。上水道管の耐震化率につきましては、総延長に対して26.4%、下水道管の耐震化率は総延長に対して4.8%になります。なお、耐震管は、近年敷設しました地域や開発団地に使用をしております。上水道は老朽管等の更新の際、耐震管を使用することとしており、下水道につきましては平成7年から平成21年に布設をしております比較的新しいため、今後の更新時に耐震管を使用していく計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。1つ目の一次避難所の表記の仕方ですけれども、今後検討していくということで、今のところ未定ということで、その意味にふさわしい表記の仕方をお願いしたいというふうに思います。

それから2つ目の二次避難についてですけれども、今度の防災計画の見直しの際には二次避難を明確に位置づけて協定を結んでいくということでした。これは具体的に計画に入れるということであろうと思いますけれども、これは宿泊施設というふうに考えるのか、他の自治体というふうに考えるのかを質問させていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 質問にお答えさせていただきます。

他市町に協定を結んで避難所をという話になりますと、当然、宿泊ができる施設ということになります。災害の状況にもよるんですけれども、多賀町が被災して近隣市町の方が比較的軽いというような場合にとっては有効な手段だと思っておりますし、可能な限り近くの方がいいと思いますので、まずは、彦根市、犬上郡、愛荘町辺りで、相互にそういうことが協定が結べないかどうかを検討させていただいて進めていきたいとは考えておるんですけれども、ご質問にありました施設については宿泊ができる施設ということで考えております。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。二次避難が最もその生活環境が確保されやすい、一次避難所で長期化するとやはり災害関連死につながるリスクが高まるということで、二次避難が積極的に行われるように計画の方の見直し作業をお願いしたいというふうに思います。2番目の質問については了解させていただきたいと思います。

3つ目の福祉避難所につきましては、幼児施設も福祉避難所であるという認識を私もさせていただいたところなんですけれども、こちらにおいても、備蓄なり、そういう備えは進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 保育園、こども園につきましても、一部、全てではないですけれども置いている備蓄品はあるのですけれども、先ほど答弁させていただきましたと

おり保管スペースの課題もありますので、今年度、再度、何が置けるか、何が優先的に必要かということも踏まえて再配置等も考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 次に福祉避難所の目的ですけれども、要配慮者のケアも含めて取り組む場所であるという目的を言っていただきました。この要配慮者という言葉の意味についてちょっと質問させていただきたいんですけど、あらかじめ要配慮者状態の人だけなのか、例えば避難の過程において避難中に要配慮状態になった人も含まれるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 要配慮者の方々につきましては、あらかじめ福祉の方でも相当の名簿を持っておりますので、まずはその方を中心に配慮していくという形にはなるんですけども、全てを把握しているわけではございませんし、この被災を受けた状況の中で配慮が必要になるということも当然考えられますので、そこについては弾力的に運用させていただいて、受入れの方は柔軟にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 4つ目の事業継続計画については、現在、令和2年に作成したものがあつたという答弁がありました。令和7年に確定したものができるように取り組むということですが、私も実際、これをほかの自治体なり企業なりの事業継続計画を見たわけではなつたのでどういふものか分かりませんが、手順を示した計画ということで、これは組織の中で周知徹底されるものかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。業務継続計画につきましては、災害時は行政自らも被災をするという前提で、利用できる資源というのが制約がかかる状態になるというふふなことで、まず優先的に実施すべき業務が何なのかということを整理して、混乱を可能な限り避けるという計画の内容になっておりますので、第一義には職員がそのような状態になったときに、自らが考えて、指示を待たなくとも動ける体制を取っていくというふふなことで、ご質問いただきました、第一義には内部に対して周知徹底をさせる計画だというふふに考えております。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） ありがとうございます。次に5つ目の集中備蓄と分散備蓄についてですけれども、行政の今の課長の答弁をお聞きしますと、分散備蓄に取り組んでいきたいという答弁を頂きました。大岡の備蓄倉庫を一度視察させていただいたことがあるんですけども、非常に高温多湿な状況にあるのかなという気がいたしております。先般の10月20日の避難訓練の際に、段ボールのベッドを展示されておまして、例えば

段ボールのそういう物品などは高温多湿な状況では強度が下がるという報告を読んだことがあります。この高温多湿な状態にふさわしくないものの中にはあるのかなと思いますので、そういった段ボールの製品に例えましたが、高温多湿な状況でないところもあるのか、高温多湿を避けれる避難場所や備蓄場所もあるのかお聞きしたい。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 貴重なご指摘をありがとうございます。基本的に備蓄倉庫につきましては空調等を付けていないというのが現状でございますので、今おっしゃっていただきました温度の変化とか湿度に対する対応ができています施設というのは現状ではございませんので、各施設にもよるんですけども、そのような対応が必要な物品につきましては、保管場所をちょっと別の、学校とかでしたら使わない教室とかもあると思いますので、そのようなところに保管していただくとか、いろいろと現状を踏まえて置場所についても再度、調査研究したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。また、10月20日の避難訓練においてトイレの展示がされておりました。阪神・淡路大震災のときにトイレ問題が起きて、神戸ショックと言われている問題なんですけども、汲み取り式がほとんどだと思います。下水管がまだ大丈夫な場合、下水管に直接つながるタイプがあるというふうに私も調べたことあるんですけど、そういった下水管に直接、避難所の近くの下水につながれるようなタイプというのがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えさせていただきます。今ご指摘いただきましたものにつきましてはマンホールトイレと言われるものでございまして、実際、設備としてはございます。私もこの11月の末に、下水の職員と同伴していただきまして、実際に物を見に行きました。非常に、今ご指摘いただきましたように災害時のトイレというのは不衛生になるケースが多くて、それで二次被害というか健康を害されるようなパターンも多くなりますので、下水道に直接つなぐ比較的衛生面が確保できるトイレの設置というものは非常に大事だというふうに考えておりますので、来年度、下水道の方で、学校にはなるとは思うんですけども、全ての学校できるかどうかというのは今、検討しておりますけれども、できる学校から設備については配置をさせていただくように検討させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。ぜひ、このマンホールトイレの導入をお願いしたいと思っております。

次に6番目の避難スイッチ、それから一次避難所の周知ですけれども、どういうタイミングで避難を始めるのか、避難がゆっくりな方もおられたりして、明確にこういうときは避難してくださいというのが、なかなか人を動かす避難のスイッチが入りにくい方

もおられると思います。強化していきたいという答弁を頂きました。この1年間の多賀行政の広報を振り返ってみても、なかなか広報等で防災避難の手順なり、どういうときに避難してくださいという呼びかけらしきものは、この1年間でとあんまりなかったかなという気はするのですけども、実際、広報とか回覧、1軒1軒回す回覧、そういったもので周知をされていく予定なのかなというふうにお聞きしたんで、今感じ取ったんですけど、どういう形で強化されているのか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 広報につきましては、備蓄等の素案につきましては何回かさせてはいただいたんですけども、避難所について動けるようにというようなことについてはできていなかったなというふうに思っておりますので、地域防災計画を見直すときに概要版等も使わせていただくとしますので、その中に書き込むのが1つと、あと出前講座等にもメニューにもちょっと上げさせていただいて、直接、職員の方が顔を突き合わせてというか対面でいろいろと、この場合はこうですよというようなことも話をさせていただきながら、実際、字の場合はここですよとかいうのも多分お示しができるとしますので、紙の媒体だけでなく言葉で伝えられるような広報等にも努めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） ありがとうございます。次に6番目の続きで、一次避難所の看板設置については進めていくという答弁いただきました。たくさん多賀町内に集落あるんですけども、2つの集落が一次避難所と拠点避難所が一致している集落があります。ある一方の集落は、非常に何千人おられる一番大きな集落ですし、一次避難所どこやと、拠点避難所は看板があるけれども一次避難場所の看板はありませんので、ぜひこれは早急にでも進めていただきたいというふうに思います。

次に、非常持ち出し袋と避難用ヘルメットの配布または購入補助についてですけども、これも各家庭で準備してくださいという答弁を頂きました。ヘルメットを準備すると、なかなかこれ自体スイッチが入らない分野でもあるわけですけども、こちらについても財政苦しい中というのは十分承知しておりますけれども、広報等で、あなた準備しましたかという呼びかけをしていただくとか、そういった呼びかけもしていただきたいですし、私この質問に書かせていただいたとおり、やはり将来のある子どもたちから順に、ヘルメットなり非常持ち出し袋、そういったものを配布してもいいかなという気はしております。もし臨時収入があったら取り組んでいただいてもいいのかなと、例えばふるさと納税でたくさんの臨時収入があったと、そういったときにでもヘルメットについて検討いただきたいというふうに思います。

それから8番目の上下水道の耐震化ですけども、耐震管というものが使われておりますけれども、接続部分についてはどうなのかなと。一番、地震等で水道が破裂とかする部分は接続部分なのかなという気がするんですけども、接続部分の耐震対策、地震対

策、これはどういうふうになっているのかお伺いします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 川岸議員の再質問にお答えさせていただきます。

上水道におけます耐震管と呼べるのは、簡単に申しますと、先ほど継ぎ手部分、要するに離脱防止型、外れないというようなものをダクタイル鋳鉄管を用いて行っておるところでございます。あと、交換につきましては溶接による継ぎ手であったり、水道配水用のポリエチレン管におきますと熱で融着させるなど、要するに継ぎ手の部分を重視した管となっておりますところでございます。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 上下水道の事業というのは、独立採算で公企業ということでされてるんですけども、この耐震化については国の補助はあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） お答えさせていただきます。

国の補助はあります。補助率までは今、記憶してございませんけども、あります。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。一次避難所、拠点避難所の耐震化についてですけれども、拠点避難所については100%耐震化されていると答弁いただきました。一次避難所については90%ということなんですけども、これ10%が耐震化がまだなのか調査されてないのか、どういう現状なのかなと思うんですけど、調査がまだ未定なのか、耐震化されてないのか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 一番最初のご質問でも答弁させていただいたんですけども、基本的には集落、自治会の所有のものが多くなっております。昭和56年が1つの基準になっておりまして、それ以降に建てられた建物については耐震化ができていてという一定の評価ができますので、建築年を調べさせていただきまして、その昭和56年より前の建物が全部で40戸あるうちの36戸がそれ以降でしたので、4つの建物についてはおそらくそれ以前の建物だということが推測されましたので、その10%については4つの公民館なり自治ハウスがそのような状態であろうという推測でご答弁をさせていただいたものになりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。この4か所の一次避難所への対応は何かあるのか、何かお考えなのか。現状のまま一時避難所として使うのか、違う大丈夫な建物に、あればそちらへ振るのか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 基本的には集落の所有のものになりますので、集落のご判断

をまず仰がないといけないというようなことがありまして、現状どうしたらいいというような相談の方は、今のところ窓口には私の方は聞いておりませんので、現状維持になるのかなというふうに思っておりますし、地震等になりましたときには、当然、倒壊等の状況も把握できますので、そうなったときにはもう一次じゃなくて拠点の方に行っていただくようなことになりますので、そのようなフローについてもお示しさせていただくことで、避難していただけたところに円滑に行っていただけたらというか、そのようなことで対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。今回、質問のタイトルは災害時の避難と備えということで、避難という部分ですけども、多賀町の防災計画の中にも被災者の輸送とか運送という部分がありまして、国の災害対策基本法の中にも被災者の輸送、運送という部分があります。多賀町の防災計画でいいますと、公用車を柔軟に使うということが書かれています。参考になるのが、阪神・淡路大震災の5年後に起こりました三宅島の噴火の際に、その島に3,000人おられたんですけども、バスで輸送されて命を救ったという奇跡的な避難作戦が展開されたんですけども、このバスというのも公用車の中に入るのかどうか、この公用車の範囲です。多賀町はバスを所有していると思うんですけども、バスでの避難もありうるのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 今、多賀町の方では福祉バスと、あとスクールバスもございますので、災害時には緊急時ということで、用途については限定せずに使っていくのが命を守るために必要だと考えておりますので、バスについても輸送手段の方で使っていくということで考えております。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 以上で質問を終わりたいと思いますけれども、多賀町は甲良とか豊郷と違いまして、地形がかなり特徴のある地形をしております。今回ちょっと質問しませんでしたけれども、AEDですとか、あとヘリポート、特に孤立する可能性の集落が多くあると思いますので、そういったAED、あるいはヘリポートといった部分も計画に入れていただいて、命を救えるような計画をつくっていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 次に、2番、一之瀬浩治議員の質問を許します。

2番、一之瀬浩治議員。

〔2番議員 一之瀬浩治君 登壇〕

○2番（一之瀬浩治君） 2番、一之瀬でございます。議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

質問事項としましては、獣害対策の対応についてでございます。獣害対策については、

令和6年第3回9月の定例会において、同僚議員よりシカの対策について一般質問されたところではありますが、私はサルについて一般質問をさせていただきます。サルによる農作物への被害、屋根を歩き回り家屋を損壊させる、時には人を威嚇しけがをさせるなど、我が物顔で快々としている姿に腹立たしい感を持っているのは、私だけではないと思います。

町行政において、長年、恒久電気柵の維持管理、小規模農地での獣害柵の設置への支援などを行っておりますが、住民の方に知っていただくために、改めて現状と今後の対策について、次の点について伺いをさせていただきます。

1つ目に、サルの生育調査に基づく群数および個体数の増減は。

2つ目、現行の行政支援としての恒久電気柵の維持管理、小規模農地での獣害柵の設置への支援内容および実績につきまして、追い払い用ロケット花火等の提供等の実績も含めさせていただきます。

3つ目、今後の対策として、個体数調整の方向性、補助金制度の見直しの考えはについて。

以上3点、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 一之瀬議員のご質問、獣害対策の対応についてお答えいたします。

1点目のサルの生息調査に基づく群数および個体数の増減はについてであります、サルの生息調査はニホンザルの雌に発信器を装着し、群れの行動域を把握、また各群れを追跡するテレメトリー調査から生息状況を把握しているところでございます。

議員ご質問の群数は、滋賀県の調査ベースで、多賀町内には13の群があり、増減は県の第3次計画時の平成24年に3群の増、第4次計画時、平成31年に2群の増、その後、増減はないところでございます。増の主な要因は、群の分裂によるものでございます。

個体数につきましては、おおむねとなりますが総数で約510頭、増減は令和4年度に八重練群の個体数調整として94頭の部分捕獲を行い、また本年度、令和6年度に実施しております川相群については全頭捕獲を目指し、餌が少なくなる冬場に捕獲を行うほか、毎年、有害捕獲として20頭から30頭を捕獲しているところでありますが、全体としては残念ながら増加傾向と言わざるを得ない状況と判断しております。

2点目の現行の行政支援としての恒久電気柵の維持管理、小規模農地での獣害柵の設置への支援内容および実績、併せて追い払い用ロケット花火の提供、実績含む、についてであります、恒久電気柵の維持管理では、集落獣害自営組織育成補助金として17組織に1団体当たり定額の15万円と、恒久電気柵1m当たり60円に延長を乗じた額を合わせての御支援を行っております。実績としては、恒久電気柵総延長約35.4km

を各団体において点検、修繕、除草などに取り組んでいただいております。

小規模農地の獣害柵設置では、小規模農地獣害対策補助金として、獣害柵の設置や修繕、効果が見込まれる機器の設置に要する費用に対し、65歳以上の方がおられる世帯については補助率3分の2、上限額8万円、そのほかの場合には補助率3分の2、上限額4万円までのご支援を行っております。実績としては、65歳以上の方を含む場合で、令和3年度18件、令和4年度16件、令和5年度7件、65歳以上の方を含まない場合で、令和3年度2件、令和4年度1件、令和5年度は0件でございましたが、制度設計の趣旨であります農作物の栽培の場、および高齢者等の生きがいを守るためには、引き続きご支援は必要と考えております。

追い払い用のロケット花火、爆竹につきましては無償での現物支給とさせていただき、ここ最近の3か年を平均させていただきますと、ロケット花火が約160箱、爆竹を約230箱お渡しして、地域での追い払いにご協力を頂いております。

3点目の今後の対策として、個体数調整の方向性、補助金制度の見直しの考えはについてであります。個体数調整の方向性につきましては、現行の個体数調整の実施に当たっては県の許可を得ることが必要でありましたが、新たにユニット単位、群単位での管理計画を定め、この計画において有害捕獲の上限頭数を緩和することが可能となり、また実施手続が簡略化できることとなりましたので、多賀町、彦根市、愛荘町、甲良町の圏域での計画の策定を進めているところでございます。策定後には、地域の実情に応じた有害捕獲の体制づくりに努められるものと考えております。

補助金制度の見直しにつきましては、恒久柵の設置から10年以上が経過し修繕する箇所が増え、また今般の原材料費の物価高騰のことを考えますと見直しの必要性は感じておりますが、まだ仕組み、スキームについて、いましばらく調査の時間を頂きたいところでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

議員ご質問の獣害対策の対応についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） 回答ありがとうございます。今ご回答いただいた中で、もう少し詳しくお話を、ご説明をお願いしたいと思うんですが、多賀町、彦根市、愛荘町、甲良町の圏域の広域的な捕獲、個体数調整計画のお話、ご説明があったと思うんですが、その件についてもう少し詳しくご説明の方よろしくをお願いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） ちょっと実務的なことが入ろうかと思っておりますので、おおむねでお許しいただきたいのですが、管理方針としては、彦根の方で4つの群、多賀町の方では先ほど13群と申し上げましたが、このうちの6つの群を全頭捕獲を実施するような計画を考えております。そのほかの群れについては、有害捕獲として個体群の方を管理していきます。こちらの方については、なかなか全頭捕獲というのが本来の希望ではございますけども、やはり問われるところがございますので、個体群の方を部分捕獲

として管理していくということでご理解の方を頂きたいところでございます。

また、圏域の方で捕獲方法を検討させていただいていることをちょっと補足させていただきますと、先ほど答弁させていただきましたようにGPS等の発信機等を付けておりますので、こちらGPSの方を活用することで、群の行動域の方を予測することが可能ではないのかと。この集落に近づいたときに、その情報を関係者の皆様に情報発信させていただく、まずサルが餌を覚える前に集落に近づかない、私どもの言葉で見えないカーテンをはると勝手に申しておりますけども、そのような形を構築していくこともサルの被害を防止していく1つの手法かということで、現在、調査研究をしているところでございます。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。今ほど、群の総数というか、今、多賀町には13群というふうなお話がありましたけども、いただいた資料の中ですと、令和元年から4年までの4年間にわたって第5次の生体モニタリング調査をされたというふうに聞いております。もう6年、4年間終わりました6次の現在の調査をされているというふうに思いますけども、その今の群についての現状の進み具合というかにつきまして、回答の方よろしくをお願いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきました510頭というものが、議員お調べされたとおり、令和6年3月を始期とする滋賀県ニホンザル第2種特定鳥獣管理計画第5次計画の方の策定された基礎情報として、多賀町の方の調査は令和3年に調査に入られた数値でございます。議員ご質問の趣旨の方では、こちら第6次計画が引き続き進められている中でということでございますが、多賀町の方の実施調査の方は令和8年、こちら現地の方に入るというところで、まだ進捗状況の方は調査の段階という形でございますので、しっかりと答えにはなりませんけども、そのような状況でございます。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。6次の調査結果が8年ということですので、出たときには何らかの皆さんへの周知徹底、また対策等々についての対策を組んでいただきたいなというふうに思いますが、1つは今、多賀町、彦根市、愛荘町、甲良町の湖東地域のユニットとして発信機を付けて行動域等々を把握するというようなことでございましたが、その実現可能性、また時期について協議していただいているというふうに思いますが、いつ頃になるでしょうか。答弁の方よろしくをお願いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 現在、令和6年の11月、先月になりますけども、こちらに草案の方を作成させていただきました。令和7年度に再度このユニットに対する関係者での会議を招集させていただき、そちらでの議論、その後に計画案を検討会に諮り、

承認の方を得ての策定となります。早期の計画策定に努めてまいります、遅くとも令和 8 年には策定する目標として行動して進めてまいります。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2 番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。さっきの第 6 次のモニタリングも 8 年、湖東ユニットの実現可能性の時期も 8 年、両方 8 年ということでございますので、関連しながら事業展開の方をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、シカとかイノシシに対して恒久柵は一定の効果はあると思うんですが、敏満寺地区においてもサルは確実に増加しております。今現在、多賀町の玄関口となるスマートインターチェンジ等々の工事の場所についても、サルが快々としている状態でございます。また、米、麦など収穫の被害が多発しており、今後の捕獲、個体調整の計画は最後にありますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問の方にお答えいたします。

今、ご質問にありました敏満寺区、原田地区のサルの群のことでございますが、こちらの方は多賀 F 3 群、分裂した群でございますけども、そちらのように把握しつつ、またこの群に関しては、最も加害レベル、被害をもたらす高い群の 1 つの中として把握しております。こちら管理計画の草案としても全頭捕獲という位置づけで進めてまいりますが、その中でも捕獲していかななくてはならない群としての優先順位として、できるだけ策定後には早期に努めていけるような体制に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願ひいたします。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2 番（一之瀬浩治君） 先日、敏満寺につきましてここに持ってきたんですが、地理情報技術（GIS）の活用とサルの追い払いについて、獣害対策研修会を実施させていただきました。そのときに、「以前は里山、田畑に作業する人間がいたために警戒心があり出沒も少なかったが、現在は里山に行くことはない。田畑へも回数が減ったために、サルの警戒心が薄れ、安心して出沒できるようになったと考えられる。対策として発信機を取り付け、里に近づいたらすぐに連絡が入り、追い払いをすることで少なくなり、捕獲との両立した取組により 10 年で激減した」との話でありました。農作業を営む人が高齢化、また資金不足など、個人対策にも限度があるため、獣害対策により一層のお力をお貸しいただきたくお願ひします。また、高齢者が追い払い用のロケット花火、爆竹等の使用がございましたが、誤った使い方をすると火災の原因になるため、配布時には取扱いの注意の徹底をよろしくお願ひします。行政だけではなく地元住民がやることもあり、改めて住民と行政が協力して、人間の生活圏、サルの行動域との区別をして共存できるような取組を今後もお願ひ申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 次に、1 番、小島櫻議員の質問を許します。

1 番、小島櫻議員。

〔1 番議員 小島櫻君 登壇〕

○1 番（小島櫻君） 1 番、小島櫻。議長の許可を頂きましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

1 番、多賀町の体育施設の利用について。

近年、多賀町の体育施設は、家族や友人、地域の皆様が個人利用する場として人気が高まっており、健康維持やコミュニティーづくりが盛んなことを感じます。特に夜間や土日には施設が混み合い、順番待ちが発生し、利用したいときにすぐ使えない状況が見受けられます。1 組ずつしか使用できない場合、先に並んでいるグループが優先され、後から来た方が利用できずに帰ることもあり、他の利用者も心苦しく感じているとの声が寄せられています。さらに、地域の団体には予約が優先的に可能で使用料が減免されるといった措置があるため、一般利用者との間で利用枠に差が生じているのではないかと指摘もあります。

こうした町民の声を受け、一般利用者がより利用しやすくなるよう改善策を検討していただきたく、以下の 2 点について質問いたします。

1 つ目、このような措置を受けている地域団体の施設の利用方法を見直し、一般利用枠の拡充することは可能か。

2 つ目、一般利用の利便性向上のための利用時間拡大や改善の検討は。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

〔生涯学習課長 竹田幸司君 登壇〕

○生涯学習課長（竹田幸司君） 小島議員の多賀町の体育施設の利用についてのご質問のうち 1 点目の、措置を受けている地域団体の利用方法を見直し一般利用枠を拡大することは可能かのご質問について答弁させていただきます。

議員ご指摘のように、近年、体育施設においては、家族や友人、地域の皆さんが利用する場としての人気が高まっており、健康維持やコミュニティーづくりが盛んになったこともあり、とりわけ社会体育施設であります多賀町 B & G 海洋センターの体育館や滝の宮スポーツ公園の体育館の休日の利用は特にニーズが高くなっております。当町のスポーツ少年団をはじめとする地域団体に対し、青少年の健全育成など様々な観点で検討した結果、早期からの予約や使用料の減免制度を取り入れたり、また勤労者体育センターの利用を取りやめたことも一般利用者の利用が厳しくなった一因であると考えているところでございます。

生涯学習課としましても、議員のお考えと同様に、一般利用者をはじめとする誰もが健康維持やコミュニティーづくりの場として体育施設がより利用しやすい場所ではないと考え、社会体育施設の有効活用を目指して、スポーツ少年団などをはじめとする地域団体に対してこの現状に対して理解を求め、また社会体育施設から比較的に利用しやす

い学校体育施設への移行を呼びかけることで、一般利用者が少しでも利用しやすいように努めているところでございます。また、12月10日に開催を予定しております学識経験者や当町のスポーツ団体の関係者などで組織する多賀町生涯スポーツのあり方検討委員会を開催し、この問題をはじめ、当町のスポーツに関する現状を取り上げ、様々な諸問題の解決に向けて準備を進めていきたいと考えているところでございます。

2点目の一般利用の利便性向上のための利用時間拡大や改善の検討についてでございますが、例えば多賀町B&G海洋センター体育館の利用時間の区分においては、現行では午前、午後、夜間、全日と大まかな区分となっているところでございます。近隣の社会体育施設の利用状況等を調べさせていただきますと、プロシードアリーナ彦根では使用区分と時間区分の細分化で対応をされたり、また豊郷町の町民体育館では1時間単位の利用設定を行い利用者の利便性の向上を図ったりしているところから、当町におきましても、近年の社会情勢や夏場の気候などを考えますと、利用時間の細分化だけではなく利用開始時間と終了時間の拡充も含めて、各施設において総合的に見直しを行う必要があると考えております。

これらの見直しに関しましては、利用者や地元の皆様をはじめとする関係者との調整、指定管理者との指定管理料や、場合によっては使用料条例の見直しを含む調整など課題が山積しており、早急に改善を図ることは難しいかもしれませんが、管理者目線だけではなくて、常に利用者目線に立ったきめ細やかな対応が必要であると考えているところでございます。このことが、地域団体や一般利用者の利便向上と健康増進やコミュニティーづくり、そして現在、鋭意進めております多賀中学校の部活動の地域移行や地域連携の推進にもつながっていくものと考えておりますので、多賀町生涯スポーツのあり方検討委員会をはじめ、関係者の皆様と十分協議を進めながら慎重に進めていきたいと考えておりますので、議員におかれましてもご理解とご協力を頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 大変詳しく答弁いただきまして、ありがとうございます。地域のスポーツ少年団をはじめ、地域団体の子どもたちであったりとかスポーツを日頃から好んでされる方のスポーツ振興を応援していくというのは、もちろん前提のこととして引き続きお願いしたいなというふうに思っております。

その中で、今、答弁していただいた中で再質問として、スポーツ少年団はじめ地域の団体が、小学校や中学校の体育館が使えないわけでもない中でこういう社会体育施設を利用される、その理由としてどんなことが挙げられるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 再質問の方にお答えをさせていただきます。

私どもの方といたしましても、比較的利用しやすい学校体育施設に対してスポーツ少年団等に使っていただくように今、お願いをしているところなのですが、やはり社会体育施設の方が利用しやすいというところについては、鍵の開け閉めなどを施設の方で行っていらっしゃるというところもありますし、コートの大きさとかにもやはり要因があるようで、例えばバスケットコートでございますと、大人用については多賀町B & G海洋センターにもあるんですが、多賀小学校であつたり大滝小学校の学校体育施設については子ども用というようなところで設置されているところから、広く大人の方が利用していただいたりするところについては社会体育施設の利用の方が多くなっているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。現在のその地域団体、スポーツ団体にも学校体育施設の利用を進めていっていただくという答弁を最初にさせていただいたんですけども、そのコートの大きさに関しては変えることができないということは、そういった団体もやっぱり小学校や中学校の施設は使いにくいという判断をされているのではないかなと思うので、今後そういった小中学校の施設を使ってほしいという要望を出した際に、やっぱりコートが小さいのでB & Gとか滝の宮を使いたいと言われると、現状なかなか変えることが難しいのではないかなと思うんですけど、その辺りというのはどういうふうな形で話し合いをしていただけるのかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 再質問の方にお答えをさせていただきます。

やはり、学校体育施設、社会体育施設、広さ等々が決まっておりますので、なかなか地域の団体、スポーツ少年団の希望に沿った対応というのは難しいところもあるかなというふうには考えておりますが、先ほども答弁いたしましたとおり、12月10日に生涯スポーツのあり方検討委員会の方を開催させていただきまして、こういった問題を全て出させていただいて、利用者の方の声などをしっかりと受け止めて、こういった形が一番利用しやすいかというところも踏まえて考えていきたいなというふうに思っておりますし、平成28年3月に多賀町スポーツ推進計画の方が策定されておまして、この計画の中におきましても体育施設の利用しやすさを考えていかななくてはいけないということも書かれています。それ以外に、健康たがを目指していこうとかそういったことも書いてあるんですが、この計画がしっかりと実行できるようにまた計画も見直していく必要はあるんですが、真摯に受け止めて考えていく必要があると、対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。ちょっと難しいところもあるかと思います

けども、地域団体の意向も聞いていただきまして、一般の方ができるだけ使いやすいようにしていただければなというふうに思います。

体育館のお話がちょっとメインではあったんですけども、再質問の2つ目として、町民グラウンドが冬場の時期になると使えなくなるということを町民からお聞きしております。グラウンドのみならず、上にはテニスコートもございますので、いろんな種目が11月上旬以降はしばらく使えないということなんですけども、ここの使用できない理由とか経緯が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 再質問の方にお答えをさせていただきます。

議員のご質問のとおり、多賀町民グラウンド、テニスコートにつきましては、冬季の利用ができないというような状況になっておるところでございます。その理由といたしまして、冬場のことであるとか、電気代の関係とかという話も伺っているところでございます。ただ、先ほども申しましたように、管理者目線ではなくて常に利用者目線も持って、こういう様々な問題に解決に向けて取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、体育館だけではないということで、当然プールであったりグラウンドゴルフ場であったりテニスコート、グラウンドもありますので、そういった利用時間であるとか、利用料金とか総合的に地域の方のお声を聞いたりして検討させて判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 町内はグラウンドもそうですけど、テニスコートが非常に少ないので、やっぱり冬場の時期に上が使えないというのはなかなかちょっとやる場所がないという声を聞くことが多いので、ぜひこの辺りも、温暖化ということもあって雪の降るタイミングも年々ちょっと遅くなってきたりもしていますし、先ほど言われたこの利用者目線というか、利用をされる方の目線でまた検討をお願いしたいと思います。

利用方法、在り方についての再質問なんですけども、地域のスポーツ団体が社会体育施設を利用される際に、これもほかの一般の方からのお声なんですけども、例えば外の野外のスポーツをする場合に、天候の都合でなかなか雨が降ると外ではできないので中の施設も利用したいということで、外中両方のご予約を頂いていると。ただし、天候によってはもう片方は全く使わないと、特に晴れた場合、もう外が予定どおり使えるので体育施設を使わないとかいうこともお伺いしております。その場合に一般の方の開放がなかなか難しいという点を聞いているので、使いたくても誰も使っていないのに使えないという問題であったりとか、あと共用スペースにその地域団体の何か所有物が置かれていて、一般の方がその共用スペースを使いづらいというお声も聞いているんです。なので、利用方法であったりとか在り方、この辺りもちょっと検討をしていただけないかなというふうに思いますが、この辺りは何かお声として以前から聞いていただい

ることはありますでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 再質問の方にお答えをさせていただきます。

社会体育施設におきましては、今、指定管理という形で取らせていただきまして、指定管理者の方と月1回程度、会議の方をさせていただきまして、利用者様からのお声を必ず聞くようにしております。先ほど議員の方がご質問いただきましたように、やはりスポーツ少年団であったり、ほかの地域団体が早期予約できるというところであったり、やはり雨天であったりとかしたときも継続して練習をしたいということで、外の施設の利用と体育館の施設の利用が重複して一般の方が利用しにくいというケースがございますので、そういったことについては、当然、団体の責任者の方に随時そういったことを説明はさせていただいてご理解を求めているところでございますし、やはりスポーツ団体が、そのほかに先ほどのご質問にありましたとおり、社会体育施設などに活動で利用される道具というのも置かれたりしておりますので、そのルールについては一定の見直しをしっかりと図っていく必要があるというふうに考えております。その点についても、いつまでにやるというのはお約束はできませんが、必ずしていかなければならない課題であるというふうに思っておりますし、元に戻りますけれども、体育館と屋外の利用が重複することによって一般の利用者様が使いづらいというようなことについてもやはり問題があるというふうに考えておりますので、総合的に見直しをかけていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 様々な課題が、私も町民の声を受けて調査していく中で分かってきたことがあります。やっぱり一度に全てを解決していくのは難しいなということを感じているので、1つでもやっぱり改善をできるだけ早くしていただきたいなというふうに思っています。町民の方からの声は、こういった声を上げているけれどもなかなか変わらないというところがやっぱりちょっと不満に思われている点かなというふうに思いますので、一般の利用の枠が例えば時間割によってこう広がるとか、1つでもいいので改善をしていただけるとありがたいなというふうに思っています。再質問を含め、1問目、以上です。ありがとうございました。

2つ目の質問をさせていただきます。地域おこし協力隊について、ご質問です。

地域おこし協力隊に対する町民の関心が高まっています。また、NPO法人おおたき里づくりネットワークの成功事例に注目が集まっていることから、我が団体でも制度を活用できないか、大滝のように他の集落にも協力隊員を派遣できるのかとのご意見やご要望をお聞きすることがあります。そこで、以下の3点について質問をさせていただきます。

1つ目、これらの地域の声に対し対応は可能であるか、また受入れ体制は整えられて

いるのか。

2つ目、現在、地域おこし協力隊を活用するに当たり、一定の基準や審査方法が明確にされていない状況かと思います。地域ごとに公平かつ効果的な派遣を実現するためにも派遣基準の整備が必要ではないかと考えますが、検討されているか。

3つ目、現在、地域おこし協力隊が活動する団体の成果や評価の実態について把握および成果の評価方法についてどのような基準が設けられているのか。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 小島議員の地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の地域おこし協力隊の派遣希望への対応は可能か、また受入れ体制は整えられているのかにつきましては、現状におきましてそのようなご要望への対応はできておりません。

2つ目の地域おこし協力隊の派遣基準の整備を検討しているかについてですが、小島議員のご指摘のとおり、効果的な派遣を実現させるために必要な基準やルールの整備は必要になると考えますが、それ以前に、地域が計画されている事業の詳細を確認させていただき、地域おこし協力隊の派遣による効果等について議論することが重要と考えますので、その過程においての判断基準等を総務省などで取りまとめられている資料を参考にして進めたいと考えております。

3つ目の地域おこし協力隊が活動する団体の成果の把握および評価の基準が設けられているのかにつきましては、協力隊が所属して活動している団体はおおたき里づくりネットワークというNPO法人でありまして、この法人の経営に関して町の意見を申し上げることは控えるようにしておりますが、主な活動を町から派遣している協力隊によって進めておりますので、町としては毎月の月間活動報告を通してNPO法人の活動状況を把握しており、さらには毎週月曜日に行われるミーティングに町の担当者が参加し情報を共有していることから、NPO法人の活動内容と法人立ち上げの目的が合致していることを確認している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 簡潔明瞭な答弁でありありがとうございました。本日も私で6人目の一般質問となるんですけども、前お二人が地域おこし協力隊のことも注目をして質問してくださっていたと思いますので、やっぱり興味関心がすごくあるということと、その協力隊の力を必要としている集落であったりとか団体というのが増えてきているのかなというふうには感じておりますので、今後やっぱり住民からそういったお声が上がってくるのではないかなというふうに思いますので、この住民の要望の窓口としてはどちらの

課に要は窓口を置いていただけるのか、この要望、とにかくこういう事業をしたいけども地域おこし協力隊が欲しいと言われるような相談窓口というか、そういったところは何課に申し出たらよろしいでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

大谷議員のときにも申し上げましたが、地域おこし協力隊の活用ということにつきましては行政が窓口となって派遣なりをしていくわけですが、その活動事業につきましては様々な分野、様々なケース、やり方というのが全国的にはあります。今おっしゃっておられるような地域の方々が、地元の活性化といいますか、村おこしといいますか、そういうことに対して協力隊の力が必要ではないかというお話を頂いた場合、これは今の大滝と同じような内容になってまいりますので、我々企画課の方でお話を受けさせていただきまして内容を確認させていただくことになると思います。それ以外のいろんな形があるかと思います。につきましては、町の中での方針がそれぞれ出てくると思いますので、全ての協力隊の窓口というふうには考えておりませんが、今おっしゃられているような内容でございましたら、企画課の方でお話をお伺いさせていただくことになると思っております。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。では、事業の内容によってその相談窓口は各課に分かれて受けていただけるような形でいいということでしょうかね。2つ目の質問も兼ねて一緒に答えていただければと思います。

よく、おおたき里づくりのところでもそうですけども、大滝の活性化という言葉が使われるんですけど、この活性化というのが何ををもって活性しているのかというその基準ですよ。おそらく多分、要望として出てくるときにも集落を活性化させたいというこういうワードが出てくると思うんですけど、活性化は非常に曖昧な言葉でして、何かそれが1つそういう今の団体の成果であつたりとか活動されている内容とかが基準になるのではないかなというふうに私は考えているので、この派遣基準というのが整備されるといいと思っているんですけども、現在の2か所に分かれて地域おこし協力隊いらっしゃいますけども、何ををもって活性化していると判断をされているのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。今、企画課の方で所管しております3人につきましては、NPO法人の方に町から派遣をしています。

今の活性化は何をもってというお話ですが、まずこの3人は、NPO法人の活動目的に合った活動をするということで採用しております。ですので、NPO法人の立ち上げの目的、団体としての果たすべき役割というものに対しての活動に向かって活動してい

るということで考えておりますので、基本的にはNPO法人の定款なり、活動内容、計画を確認して、それが当初の目的を逸脱しているのではないかと、目的外のことをしているのではないかとということになりますと内容的におかしいのではないかとというふうに判断しますが、基本的にその立ち上げ、設立の目的を達成していくこと、そこに向かっていくことが成果というふうに我々は考えております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。ちなみにそのNPO法人の立ち上げの目的、全てじゃなくても結構ですので、1つ2つご紹介いただけないでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいま団体の定款を出させていただこうと思っていたんですが、ちょっと資料の中に埋もれて出てまいりませんので、いくつか申し上げますと、まず今の活動している内容、例えばお弁当、給食弁当の活動でありましたり、子どもの居場所づくりでありましたり、それと先ほどほかの議員でもお話しいただきました買物支援でありましたり、そのような今、活動している内容につきましては全て定款の中であってうたわれている、もともとは大滝の皆様から上がってきた地域での課題というものになっております。それを解決するということのために、今、NPO法人というものが立ち上げられているということでございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。地域おこし協力隊の活動内容についても広報の方でもお知らせをしていただいているので、地域の皆さんも見られていると思うんですけども、やはり今、活動をされている内容であったりとか目標をクリアされていることというのは、1つの基準になって、それだったら私たちのところにもこの地域おこしの力を入れていきたいなというふうに思われると思いますので、より具体的にそういったところを示していただいたり、例えばもう少し皆さんの基準として分かりやすいように、やっぱり数字的なところとかは1つの判断材料になるかなというふうに思いますので、今日もお話で買物支援のお話が出ていましたけども、大滝で14集落のうち一体何名がそれを利用しているのか、それをもって評価という形に、1つは目安になるのではないかなというふうに思いますので、また具体的に町民にそれを示していただけると、その地域おこし協力隊の派遣基準というのが1つずつできてくるのではないかなというふうに思っております。私も全ての団体とか集落に地域おこし協力隊が必要かと言われると、単なる労働ではなく、やっぱり皆さん、議員の方からも出てましたけども、定住定着を目的としてということをやっているもので、それに見合った活動をしてほしいという願いがあると思いますので、そういった基準を1つつくっていただけるように指し示していただけるといいのかなというふうに思いました。

NPOおおたき里づくりネットワークに関しましては、そこに3名の地域おこし協力

隊が行っているということで、評価の方がなかなかその団体の評価という形になってしまいうというお話をされましたけども、派遣をしている限りは、その団体の評価というのもやはり1つのものになるのかなというふうに思います。大谷議員の方が多賀区の方でもNPO法人を立ち上げてというお話をされていましたが、やっぱりそこも同じように派遣をしていくわけですから、団体だからその評価しないというのは、やっぱりお金をかけて派遣をしている理由としてはちょっと甘いのかなというふうにも感じますので、今後、よりその充実した活動であったりとか、それをまた町民に知っていただける機会として具体的な評価をまた指し示していただけるとありがたいなというふうに思います。

では、再質問も含め、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時29分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 神細工 宗 宏

多賀町議会議員 小 島 櫻